

第45回平成24年6月定例会会議録(第5号)

招集年月日 平成24年6月18日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後5時10分 閉会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	井田義之
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	15番	勢旗毅
7番	伊藤幸男	16番	谷口忠弘
8番	浪江郁雄	17番	今田博文
9番	家城功	18番	赤松孝一

2. 欠席議員(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	秋山 誠	書記	土田 安子
--------	------	----	-------

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
企画財政課長	浪江 学	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	長島 栄作
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	農林課長	永島 洋視
野田川地域振興課長	浪江 昭人	教育推進課長	小池 信助
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育次長	和田 茂
税務課長	植田 弘志	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	水道課長	吉田 達雄
会計室長	飯澤嘉代子	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

- | | | | |
|---------|---------------|---|------------|
| 日程第 1 | 発議第 2 号 | 与謝野町農業委員会委員の推薦について | (委員長報告～表決) |
| 日程第 2 | 議案第 6 6 号 | 町道路線の認定について | (質疑～表決) |
| 日程第 3 | 議案第 6 7 号 | 町道路線の認定について | (質疑～表決) |
| 日程第 4 | 議案第 6 8 号 | 与謝野町印鑑条例の一部改正について | (質疑～表決) |
| 日程第 5 | 議案第 6 9 号 | 与謝野町手数料条例の一部改正について | (質疑～表決) |
| 日程第 6 | 議案第 7 0 号 | 与謝野町税条例の一部改正について | (質疑～表決) |
| 日程第 7 | 議案第 7 2 号 | 平成 2 4 年度与謝野町一般会計補正予算 (第 1 号) | (質疑～表決) |
| 日程第 8 | 議案第 7 3 号 | 統合簡水加悦上水道加悦中継ポンプ場新設 (その 2)
工事請負契約の締結について | (質疑～表決) |
| 日程第 9 | 議案第 7 4 号 | 統合簡水加悦上水道新加悦配水施設新設工事請負契約
の締結について | (質疑～表決) |
| 日程第 1 0 | 意見書案第 3 号 | 原子力発電からの脱却と実効的な節電対策の取り組みを求める
意見書 (案) | (提案～表決) |
| 日程第 1 1 | 閉会中の継続審査 (調査) | 申出書 | |

6. 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議長(赤松孝一) 皆さん、おはようございます。

昨日は、さわやかな天候のもとに第4回与謝野町消防団の操法大会が催されまして、議員の皆さん、また、職員の皆さんは、本当に熱心にご観戦いただきまして、ありがとうございました。また、消防団の皆さん、本当にご苦労さんでございましたと、この場をかりて改めて御礼を申し上げます。

それでは、ただいまの出席議員数は18人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めます。

企画財政課長、浪江課長のほうより先般の一般質問の答弁の訂正の報告を伺っておりますので、この場で改めて報告をお願いいたします。

浪江企画財政課長。

企画財政課長(浪江 学) おはようございます。一般質問の答弁の訂正をお願いしたいと思います。

1枚ものの資料をお配りをいたしております。6月13日に家城議員からご質問がございました公営人材サービス会社についての町長答弁に、一部誤りがございましたので、この表のとおりご訂正をお願いしたいと思っております。

訂正理由は平成23年度の決算見込みに水道事業会計の人件費を含めていなかったためでございます。訂正前(答弁)の表と訂正後の表を比較していただきまして、賃金につきましては誤りがございませんが、人件費につきまして訂正後で申し上げますと、平成23年度決算見込み、これを平成24年度当初予算というふうに申し上げておりましたが、誤っておりましたので、このようにご訂正をいただき、人件費の額につきまして19億5,300万円と申し上げておりましたのが、19億8,200万円にご訂正をお願いしたいと思っております。

したがって、合計の欄の23年度決算見込みを23億8,000万円に、そして、上の表との差額を2億700万円にご訂正のほうをお願いしたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

なお、表の下に3点、計上の考え方を記載しております。この中で一つ目の人件費には特別職報酬とございますが、この報酬は給料の誤りでございますので、ご訂正のほうをよろしくをお願いいたします。

以上、訂正をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

議長(赤松孝一) それでは、日程第1 発議第2号 与謝野町農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

本案については、産業建設常任委員会に付託しておりましたが、委員長から委員会審査報告書が議長に提出されております。

本案について、委員長の報告を求めます。

12番、多田委員長。

産業建設常任委員長(多田正成) 皆さん、おはようございます。

それでは、産業建設常任委員会より報告をさせていただきます。

今期、平成24年度は与謝野町農業委員会委員の改選期に当たりまして、平成24年6月1日、本会議におきまして本委員会に付託され、下記案件を審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第75条の規定により報告をいたします。

付託案件は発議第2号 与謝野町農業委員会委員の推薦について、審査の経過は平成24年6月1日、上記案件を本委員会に付託されました。平成24年6月5日、本委員会を全員出席のもと開催いたしまして、付託案件について質疑を行いました。同日6月5日に質疑の後に、次の4名の方を推薦することに決定いたしました。

今期からは、男性2名、女性2名の方を推薦することにいたしまして、それでは報告をさせていただきます。

議会が推薦する農業委員会として、農業委員、与謝野町字滝、山本孝市さんであります。もう一方は与謝野町明石、番晃さんであります。女性の方ですが、与謝野町石川、白須邦子さん、もう一方は与謝野町滝、西川千栄子さん、以上、4名の方を推薦させていただきましたので、ご報告いたします。以上です。

議 長（赤松孝一） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、質疑を終結します。
多田委員長、自席にお帰りください。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、討論を終結しまして、採決を行います。
本案について、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。
（起立全員）

議 長（赤松孝一） 起立全員であります。
よって、発議第2号 与謝野町農業委員会委員の推薦については、委員長報告のとおり推薦することに決定しました。

次に、日程第2 議案第66号 町道路線の認定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

13番、井田議員。

13番（井田義之） それでは、議案第66号、白イタ線ですか、ちょっとわかりませんが、これについて建設課長に確認を含めて、今さら、そんな質問と言われるかもわらんですけれども、質問させていただきますので、よろしく願いをいたします。

認定基準の中で結局、第1条は趣旨、第2条で基準があるわけですが、一番には道路の幅員、2番に側溝とかができて、整備されておるといふこと。それから、3番で5戸以上、それから、民間がやるときには4項で無償とか、5番で関係法令の基準とか、図面とかいふのがあるわけですが、この白イタについては、この認定条件、認定基準ですね、これのすべてを満たさなければならないのか、これとこれとを満たせばいいのかというような、何かあるのかどうか、その辺、まずお願いいたします。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） おはようございます。

それでは、議員のご質問にお答えをしたいというふうに思います。

与謝野町の町道認定基準ということがございまして、先ほど質問にもありましたように、第2条で認定基準を設けております。この中で、今回の物件といいますのは、民間業者がやられた道路を町道に認定するというふうなことについてでございますけれども、今、1から6まで認定基準を持ってございまして、いわゆる6番の部分が民間業者が行う分譲地については、あらかじめ上記条件について町と協議を行い完成した時点とすることというふうに書いてございまして、いわゆる1から5というのが幅員の関係だとか、あるいはまた、道路の附帯構造物と、そういったことが明記をしてあります。民間が行う場合については、これらを基準にさせていただいてございまして、この基準に基づいて町も検査を行わせていただいて、そして、議会のほうに上程をしていくというふうにさせていただいておりますので、この認定基準につきましては、あらかじめ業者のほうと十分調整をさせていただいて、そして、でき上がった時点で検査をさせていただいておるというふうなことでございます。

すべて、この部分に合致するかどうかというふうなことを検査の時点で調整をさせていただいておりますし、もちろん計画が出てくる段階でも、この部分については協議をさせていただいております。

議長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 現地ですけれども、4メートル以上であること、これはもう間違いないと思います。それから、側溝等、ただ3番の5戸以上の集落を形成していること、この白イタ線については、分譲の区画が、そんなによろしくないん違うかなというふうに思います。それで、いわゆる先ほど言いましたように、この六つの条件がすべて整わなければ町道として認定しないのか。それとも状況によっては認定する。例えば状況によって認定する場合には、第3条に町長が将来において、特に重要と認めた場合も認定するという項目がありますので、この場合には今の議案になっているのは、第2条に沿って、ある程度やられたんだと思うんですけども、第2条だけで認定したんやなしに、第3条も絡んで認定されているのかどうか、その辺のところをちょっと私自身が理解に苦しんでおりますので、よろしく願いいたします。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。今、区画が五つあるのかどうかというふうなことの問いがあったというふうに思っております。私も現地を見させていただくと、確かに区画数が少ないん違うかというふうな点がございましたけれども、このことにつきましては、事前に、この検査のときに業者も含めて立ち会いをさせていただいてございまして、こういう格好で区画を整理しますというふうなことで、この五つの区画で分譲しますというふうなことを聞かせていただいておりますので、この件で上程をさせていただいたということでございます。

また、それから5戸以上の集落を形成していることというふうなことは、そこに五つの家が建つということで判断をさせていただいてございまして、将来的に。今は建たなくても将来、五つのところに家が建つというふうなことを事前に当課の中でもいろいろと、この部分について、もまさせていただきますけれども、それは、そうではなしに、やはり五つの区画があるというふうな

ことが前提だろうと、いいますのも、五つありまして、例えば三つ区画が埋まると、それは町道に認定しないのかというふうなことを当課の中でも調整をさせていただいております。これは平成19年の町道認定の部分にも、こういった分譲地の関係が出てきておりまして、その部分のときに十分精査をさせていただいて、そのような取り扱いにさせていただいたということでございます。

議長（赤松孝一） 井田議員。

13番（井田義之） 平成19年、私ちょっと忘れておるんかもわかりませんので、申しわけないですけども、再度お尋ねいたします。同条第2項の規定に基づきというのが提案説明ですが、それで結局、私が今、質問しておりますのは、認定基準ですけども、それなら第2条の規定で、第2条をクリアをするから町道認定を議場に提案をされたら、第3条の例外規定ではないということに理解してもらったらいいですね。わかりました。それで第2条ということに理解をいたします。

あとは、その基準の図面ですね。図面のほうにいわゆる、この町道の一方通行については6メートル以上の幅員が要ると、それで突き当たりですね、突き当たりのロータリーの部分を、これ、私の先入観では、これも平成19年に説明されたんだったら申しわけないんですけども、私の先入観では、いわゆる突き当たりにはロータリーがあって、それで、それがいわゆる消防車等でも回れるような状態でない安全上、心配なんですよということで、そういう基準があるというふうには思っておるんですが、これでは6メートル以上ということになっておるんですが、あの現地を見ていただきますと6メートル以上あるんかもわからんのですけれども、私はかつておりませんので、いわゆる、こういう丸いロータリーではないわけですね。それで、私がここで念を押しながら聞かせていただくのは、今後、そういう宅地造成があったときに、こういう格好でもいいんだと、もう少々格好については、どういう格好でもいいんだというようなこと、この6メートルが12メートル、この図面で見ますと、いわゆる6メートルの道路があって、ずっと真っすぐ行くと、その中心から6メートルの半径でロータリーが要するというふうには、私自身は理解しておるわけですね、この図面でいくと。

そうでなしに、結局いわゆるぐるぐる回ったり、3点ができたらいいということなのか、というのは今後、我々もいろいろと聞かれるわけですね。そういうときに、やっぱりあまり間違った返事できませんので、その辺のところの課長の見解というのか、この図面を見た中での正式な見解をお願いいたします。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいと思います。この説明のときにも言わせてもらったと思っておりますけれども、5月1日の日に検査をさせていただきました。今、議員おっしゃいましたように、この認定基準の中の突っ込み線形の部分で、一番終点側にロータリーの6メートル云々というふうな話でございますけれども、私は、この部分につきましても、今回の部分につきましても半径が6メートル以上あるかどうかというふうなことを確認をさせていただきました。現地は分譲地というふうなことで、こういう丸い格好にはなっておりません。しかし、この部分についてはからさせていただきますと、半径が6メートル以上というふうなことで、この6メートル以上、現地はあるというふうなことで、いわゆる検尺もさせていただきましたし、そういう意味合いで今ま

で検査をずっとしております。

したがいまして、この件につきましても、幾ら形状云々というふうなことがあったとしても、半径6メートルというふうなことは守っていかなければならないというふうに思っております。中心の部分を出しておいて6メートル、そういうことでやらせていただきました。今回、この6メートルの突っ込み線形の部分につきましては、ほかにも今まで町道の認定をしていただいております。この6メートルのロータリーの部分というのは、町のほうもきっちり検査をさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

- 1 3 番（井田義之） 私がここで、なぜしつこくというのか、細部にわたって質問をするのかといいますが、私の基本的な考え方の中で分譲宅地というのは、今後は、もう民間でやるべきだと、行政のほうで分譲宅地というのは、もうやる必要がないんだという基本を、私自身は持っておりますので、いわゆる分譲宅地というのは、業者の方をお願いをする。その業者の方がお願いする中で、今の白イタ線でないですけれども、いわゆる用地の、いろいろな格好があるわけですね。うまいことロータリーがとれるところはいいんですけども、そうでない有効活用すれば、当然、三角のところもあるし出っ張りもあるし、へっこんだところもあるしということになる。そこで私が、今さっき確認したかったのは、入り口の面道路があって、その中心から6メートルのロータリーじゃなくても、全体としてはかって12メートルあって、その中心から6メートル、円が書けたらいいということなのかどうか、そのことを再度、確認をさせていただきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。この場合の6メートルの取り方ですけれども、いわゆるこの部分、今の道路の今回、上程させていただいております道路幅員というのが6メートルでございます。したがいまして、センターから追い出しをさせていただいて、そして、この6メートル部分についても確認をさせていただきました。今までの部分についても。今後もやはり回りやすいという一つの条件があるのかなというふうに思っております。そういう意味で、この6メートルのロータリーをつくるというふうに判断をしておりますので、いわゆる道路のセンターから6メートルをとっていただきたいというふうに、今後もしていきたいというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

- 1 3 番（井田義之） 大体、理解させていただきました。ここで、もうこれで質問は終わりたいと思うんですけども、できたらお願いがしておきたいなと思いますのは、今、言いましたように、認定基準の中では、いろいろな要件があります。例えば、先ほど言いました住宅が、5戸建つんだと、5戸建つということは5区画に分かれておると、それから、突き当たりにはロータリーがあって、認定基準の中に入っておりますよという、やっぱり最小限、いわゆる町の基準と、その基準を満たしているかどうかを議場の中で我々が見て、現地に見に行ってもいいですけども、わかるような、今のままの提出されておる資料では、そのことが、今、私が質問したこと全然わからんわけですね。やはり提出されるときには、そういう資料を、できたらつけていただきたいということを、これは建設課長、議長のほうにもお願いをして、私の質問を終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) これより議案第66号を採決します。
本案については、原案のとおり採決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(赤松孝一) 起立全員であります。
よって、議案第66号 町道路線の認定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第3 議案第67号 町道路線の認定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決を行います。
これより議案第67号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(赤松孝一) 起立全員であります。
よって、議案第67号 町道路線の認定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第4 議案第68号 与謝野町印鑑条例の一部改正についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

2番、和田議員。

2 番(和田裕之) それでは、印鑑条例一部改正について、質問をさせていただきたいと思います。

まず、今回、住民基本台帳の一部改正ということで、平成24年7月9日から改正されるということで、外国人の登録法ですね、これが廃止されて外国人住民の方の印鑑登録について改正するという、こういうふうに理解をさせていただいております。まず、そこで質問なんですが、第6条ですね、第6条はちょっとお聞きしたいことがあるんですが、非漢字圏外の外国人の方が登録をされる場合に、いわゆる英字ですね、ローマ字、これによって登録ができるものなのかどうなのか、もしくは片仮名のみで登録をされるものなのか、いわゆるファミリーネームですね、その登録なのか、ミドルネームなのかということもあると思うんですけども、ちょっと詳しく教えていただきたいなと思います。

議 長(赤松孝一) 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） おはようございます。

和田議員のご質問でございます。第6条の関係、氏名のところを修正、改正しまして、外国人住民は通称、非漢字圏ならば片仮名表記もというふうな形に変わるというふうなことでございます。まず、1点目の英字表記も、基本的には英字表記というふうなことでご理解ください。それから、漢字圏の外国人の方、中国系の方、韓国系の方、台湾系の方については漢字も登録できますよということでございます。

それから、よく通称も登録することが可能でございますし、あともう一つ、非漢字圏、アメリカですとか、欧米の方なんかは片仮名表記もできるというふうな形に変わるということでご理解ください。

議 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） 6条ちょっとややこしかったので確認の意味でも質問させていただいたんですが、ということは英字だけでも結構だということによろしいでしょうか。わかりました。

この点については、例えば日本の方だとフルネームでもオーケーですし、名字でもオーケー、そして、名前だけでもオーケーというふうに理解させていただいております。ちょっとそこで質問なんですけれども、印鑑登録証明書の発行ですね、ちょっとこれについてもお聞きしたいなと思うんです。これ本人以外の方が取りに来られる場合、代理人ですね。どういう形で行っておられるのか、その点についてお聞きしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） ちょうど条例の中にも規定がございまして、この資料には入れておりませんが、印鑑条例の第18条の2項で本人が来られない場合、代理人でも結構ですよと、その場合は登録証ございますね、カードをお持ちくださいねということです。その施行規則のほうでは、その登録証と申請書を書いていただくと、申請書には氏名ですとか、生年月日を書いていただかないといけません、住所もですね。それと実際、出てきました証明書の、今、申し上げたような申請書と実際の証明書の内容が合っているかどうかいうことを確認させていただいて、その代理人の方に交付をさせていただくというふうな形をとらせていただいておりますということでございます。

議 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） ありがとうございます。なぜお聞きしますかと申しますと、大体のことはわかっておるんです。先ほど課長がおっしゃいました18条の2項にあるということで、これの申請に当たっては施行規則の様式の第10号ですかね、これに記載していただくということで理解をさせていただいております。

先日からテレビ報道等もされていますオウムの高橋容疑者の件で、これなんですけれども、2001年7月ごろには住民票も取得して免許証も提示していたということで、この諸証明の発行については、的確というか厳正な発行をしていただきたいなというふうに思っております。先ほどおっしゃいましたように代理人が取りに来られる場合は、印鑑登録証ですか、これを持参するという事なんですけれども、例えば、これを取りに来られる方が、例えば京都府の職員の方、例えば、改修工事、京都府が行われます改修工事等で土木事務所の方がかわりに印鑑証明書を取りに来られる場合に、どのような形で、通常どおり本人さんに印鑑証明を取っていただいているのか、もしくは

土木事務所の職員が取りに来られているのか、その辺のところをちょっとお教えいただきたいと思います。

議長（赤松孝一） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 私どものほうは、そういった事業で使われるだとかいうふうなことに付きましては、確認はしておりません。実際、代理人というふうな形で登録証をお持ちになると、そこには氏名や住所、生年月日は当然ながら書いてありませんので、それについては申請書のほうに書いていただくというふうな格好になります。そういうふうな個人情報を十分承知をされた中で申請に来られるというふうなことでございますので、そういうことでは、その点を確認をさせていただくというふうなことで、お出しをするというふうな格好ですので、そのケース・バイ・ケースで、こういった場合、こういうふうな方が来られて、どうのこうのというふうなことに付きましては、あえてそのことで、職員の方がどうのこうのというふうなことは関係なしというふうなことで理解をしております。

議長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） わかりました。これはあれなんですけど、例えば京都府の職員さんが来られる場合、これはどういった形で、私がお聞きしておるかといいますと、印鑑登録の登録番号だけをお受けして発行されているというふうな理解しておるんですけども、これでよろしいでしょうか。京都府の土木事務所の職員さんが仮に取りに来られるとき、本人さんの印鑑登録証を持参する、宮津市さんの場合なんですけど、これは印鑑登録証が要ると、代理人の方は、今、申ししておりますのは与謝野町の場合なんですけれども、丹後土木事務所の方が取りに来られるときは、その方の印鑑登録証の登録番号だけをお聞きして、その一覧表に記載をしてもらって、発行がされておるといふふうにお聞きしておるんですけども、これで違くないでしょうか。

議長（赤松孝一） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 私が承知しておりますのは、条例にもありますように、登録証を持参していただくというふうな格好での扱いはしておりますけれども、そのほかの、今、議員がおっしゃるような形でしておるかということは、私、承知しておりません。

議長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） 私も、その書類を見せてもらったんですけど、間違いなく、そういう種類で発行されておるのは間違いのないようなので、また、その件については、丹後事務所、さっき言いました施行条例の様式の第10号に記載されておるかどうかまではわかりません。丹後土木事務所がつくられておる様式に登録番号だけを書いて発行されておるといふ事実は確認しておるんですが、先ほどの答弁で、ちょっとないということやったので、あれなんですけど、もう一回、お聞きしたいんですけど。

議長（赤松孝一） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 確認をさせていただいて、また、ご返事を差し上げたいというふうな思っております。よろしく申し上げます。

公用申請というふうな形での扱いかなというふうな思っておりますので、その辺も含めてご返事させていただきます。よろしく願いいたします。

議長（赤松孝一） 和田議員。

2 番 (和田裕之) 確認というか、調査のほうだけよろしくお願ひしたいと思ひます。

そういった点も含めまして諸証明の発行に関しては適正な対応をしていただきたいなというふうに思っています。また、これ申しましたのは、うちというか、私もちょっと立ち上げをしたもので、そういう書類が出てきたので、どうなっておるのかなということで、ちょっと確認をさせていただきたいなと思っております。

あと、また手数料ですね、手数料のほうも、例えば宮津市さんとか、京丹後市さんのほうは手数料を取られておるといふことでお聞きしたんです。ただ、与謝野町のほうでは手数料は徴収されていないといふことで、300円なるんでしょうか、いふことでお聞きしておるんで、ちょっとその辺のところも含めて調査をお願ひしたいなと思ひます。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

議 長 (赤松孝一) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し、採決を行いたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第68号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長 (赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第68号 与謝野町印鑑条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第5 議案第69号 与謝野町手数料条例の一部改正についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し、採決を行いたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (赤松孝一) これより議案第69号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長 (赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第69号 与謝野町手数料条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第6 議案第70号 与謝野町税条例の一部改正についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) これより議案第70号を採決します。
本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(赤松孝一) 起立全員であります。
よって、議案第70号 与謝野町税条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第7 議案第72号 平成24年度与謝野町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

4番、杉上議員。

4番(杉上忠義) それでは、平成24年度の一般会計補正予算(第1号)について、質疑を行います。

まず、1点目はページ数、25ページでございますけれども、商工業の振興費となっております、ふるさと財団の融資についてお尋ねいたします。資金の出どころはふるさと財団になっております。これが、なぜ与謝野町の会計を通らなければならないかという点と、貸し付けの条件でございますけれども、その点と、一応重要なのはふるさと財団の融資条件といたしまして、保証人が要するというふうになっております。この3点につきまして、まず、お尋ねいたします。

議 長(赤松孝一) 浪江企画財政課長。

企画財政課長(浪江 学) お答えいたします。今回400万円のふるさと融資の減額を計上させていただいておりますのは、事業費が変動がございましたので、それにあわせてふるさと融資の金額が変わってきたというものでございます。そこで今、議員からご指摘のふるさと融資において、町の予算を経由しなければならないということにつきましては、このふるさと融資につきましては、いわゆるふるさと財団が扱っておりますけれども、その取り決め上、町が起債を発行して、それを財源に融資をしていくということになりますので、町の予算に計上しなければならないということでございます。

それから、貸し付けの条件をご質問ございました。貸し付け、融資対象となります要件には幾つかございますけれども、一つには公益性、事業の採算性、低収益性等の観点から実施をされるものであること。あるいは新たな雇用の確保が見込まれること。あるいは用地取得等の契約後、5年以内に営業の開始が行われることなどとなっております。これらの要件に満たす事業として今回、融資を受けられるということでございます。また、保証人につきましては、この制度融資上、保証人を設けるということが決められておまして、今回の場合、融資を実際に受けられる町内の金融機関さんを、その保証人とされているというふうにお聞きをいたしております。

議 長(赤松孝一) 杉上議員。

4 番 (杉上忠義) 最後の部分がちょっとよく聞こえなかったんですけども、町内の金融機関が保証をするわけですか。ちょっと私の記憶では、京とうふが進出してきたときに、町が保証人になったんですね、旧加悦町が、これが大変問題になりまして、その記憶があるものでお尋ねしているところでございます。

議 長 (赤松孝一) 浪江企画財政課長。

企画財政課長 (浪江 学) お答えします。今回の融資2件ございますけれども、町が、その保証人になっているというものではございません。

議 長 (赤松孝一) 杉上議員。

4 番 (杉上忠義) 金融機関が保証人になるということは、通常取引ではないことなんですけれども、特別な事情があるんでしょうか。

議 長 (赤松孝一) 浪江企画財政課長。

企画財政課長 (浪江 学) 特別な事情というのか、どうかはわかりませんが、まず、借り受けられる団体さんにおかれては、ふるさと融資の制度の内容を把握しながら、その金融機関さんに、まずご相談をされます。その際にいろいろな金融機関さんと、その融資を受ける団体さんとの協議、話し合いによって、そういうことが決められていくのではないかとこのように思っております。町としましては、その意思をお聞きして確認をさせていただいているということでございます。

議 長 (赤松孝一) 杉上議員。

4 番 (杉上忠義) もう一つ重要なのは、ふるさと財団が融資するときに非常に重要なのは、総事業費の20%を融資すると、過疎の地域の場合は25%の融資になっております。足りない分は民間の金融機関から借入れをしてくださいということでございます。今回の事業につきましては、25%の適用なんですか。

議 長 (赤松孝一) 浪江企画財政課長。

企画財政課長 (浪江 学) お答えいたします。今回、計上しております融資につきましては、ふるさと融資の割合は20%以内ということでございまして、20%以内でぎりぎりのところになる金額で融資を受けられるということになっております。

議 長 (赤松孝一) 杉上議員。

4 番 (杉上忠義) 20%以内ということでございまして、聞いているところには約4億円の借入れが、それぞれの事業主体のNPO福祉応援団、あるいは与謝郡福祉会が借入れをして事業をするというふうに聞いておりますが、この点は、それでよろしいのでしょうか。

議 長 (赤松孝一) 浪江企画財政課長。

企画財政課長 (浪江 学) お答えします。4億円という数字につきましては確認をさせていただかなければ、ちょっと今、手元にはございませんので、後ほど確認をさせていただきます。

議 長 (赤松孝一) 杉上議員。

4 番 (杉上忠義) 無利子の融資とはいえ、多額の融資になっておりますので、返済計画がしっかり町のほうへ提出がしてあるのでしょうか。

議 長 (赤松孝一) 浪江企画財政課長。

企画財政課長 (浪江 学) それは、その制度の取り決めによりまして、ふるさと財団さんとも、それか

ら、その融資先の団体さんとも、いわゆる契約というんですか、そういうものをきちんと結ばせていただきまして進めてますので、償還のほうは計画どおり行っていただけのもと思っております。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） こういうときは、収入役さんがおられなくなって、非常に、どなたが専任で、この多額の金額を管理していくか、非常に難しいと思うんですけれども、これは会計室ですか、企画財政課、福祉課なんでしょうか。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えします。この事業につきましては、福祉関係の事業ですので、事業の窓口は福祉課が担当をいたしております。

それから、ふるさと融資の担当窓口は企画財政課になってございますので、企画財政課のほうで処理をさせていただいております。

それから、会計室はあくまで金融機関との、起債等のやりとりで事務が伴うということになるかというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 多額のお金が動くわけでございます。ぜひもしっかりした管理をお願いしておきたいというふうに思います。

続きまして、同じページで耐震化診断事業、これは産業建設常任委員会でお話、説明を受けたところでございます。7件分の金額が、ここに補正として上がっているところでございます。これがすべて民間の住宅だというふうに聞いております。本日の朝のニュースで、NHKでしたけれども、見ていますと、京都市役所が昭和2年に建設されまして、震度6強以上は倒壊の危険があるというニュースが流れておりました。本町におきましても、公民館等々の公的施設の耐震診断が、まだ、十分でないというふうに思うんですけれども、この点はいかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 小池教育推進課長。

教育推進課長（小池信助） 議員のご質問にお答えいたします。ただいまご質問の公民館の耐震化につきましては、まだ、十分に行っておりません。今後の検討課題と考えております。以上です。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 進んでいないということなんですけれども、ここで町の中で、いつも問題になりまして、勢旗議員からも本会議において質問が出ておりました加悦町役場、旧庁舎の耐震性ですね、これがいつも本会議におきましても、商工観光課と教育委員会の見解の違いもありまして、なかなかはっきりしないんですけれども、旧庁舎の耐震は本当のところ、どういう統一見解が出ているのでしょうか。いつも問題になるんですけれど、土木公営所と本町の教育委員会と商工観光課と京都府と、その三つの見解がばらばらになるんですけれども、その辺の見解を、しっかりとした統一見解を出していただきたいなというふうに思いますけど。

議 長（赤松孝一） 小池教育推進課長。

教育推進課長（小池信助） 議員のご質問にお答えしたいというふうに思います。議員ご指摘のとおり大きな課題であることは間違いないというふうには感じておりますが、なかなかあの施設、文化財に指定されておる中で、今、活用について、いろいろと中心となってやっていただいております。

でございますけれども、非常に耐震面では弱い面がございます、特に中で、活用するという中で、今、商品の展示とかいろいろしてもらっておるわけですが、その2階部分をさらに活用していきたいというような地域の要望もあります。そうした中で、まだ、今の段階では十分な耐震化ができておりませんので、町といたしましては、そのちりめん街道の活性化プログラムも含めまして、検討していかんなん大きな課題であるかなというふうには思っております。

現時点では、その程度しかお答えできません。申しわけございません。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 商工観光課の見解を求めておきたいと思うんですけれども、課長、いかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） お答えします。先ほども小池課長のほうが申しましたように、活性化に向けて、どう生かしていくかという部分ですけれども、耐震化については、あの施設の建物の現状について、どういうふうに耐震化が、必要な場合されるのか、外観なり内観等を含めまして、どういような耐震ができるかというあたりも非常に大きなハードルではないかと思っています。そんな中で耐震診断をするかどうか、また、耐震をしていくかどうかというあたりも含めまして、京都府、また、関係機関等の調整が今年度、必要ではないかというふうな事務局レベルといえますか、関係課とも調整を図っていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 早急に今の答弁どおりの実現をお願いしておきたいなというふうに思います。

続きまして、33ページに地方債の現在残高を載せていただいているところでございます。この資料を見ながら22年度の決算資料、町債の借入先、引受先というふうになりますけれども、圧倒的に、資料を見ますと地元の信用金庫が多いわけですが、22年度、地元の銀行、あるいは地元の農業協同組合はゼロになっております。何かこれは特別の事情があつて集中的に地元の信用金庫に引き受けていただいたか、これはどういうふうになっているのでしょうか。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。起債の借り受けに当たりましては、町内の金融機関、3行でございます。北都さん、京銀さん、農協さんと、ございます。基本的に、それら三行さんに利率の照会をさせていただいて、できるだけ低利の融資が受けられるように利率照会をさせていただいて、決定をしているということでございます。したがって、その結果に基づいて、その年によっては借り受けをさせていただく銀行さんが、特定の一行さんになる場合もございますし、二行さんになる場合もございますし、それはその照会に応じて出していただいた率の上下によりまして決めさせていただいておりますので、いろんな年が出てくるということであろうかと思っております。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 決算書を見ていただいたらわかるんですけども、例えば、特別会計は特出して15億円を超えたわけですね、地元の信用金庫が。この辺のバランスといえますか、見ますと危険とはいいいませんが、かなり集中しているわけですが、再度、答弁を求めたいと思います。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えします。22年度の決算をご質問でございますが、平成22年度の決算は、今は平成23年度の6月の補正予算の審議でございますので、持ち合わせておりません。ただ、今、一例、額も申されましたけれども、今、先ほど申し上げましたように、できるだけ多額の起債を起こすわけですので、低利の金融機関さんからお借りをするというのが、ありがたいわけでございますので、額が多額に上りましても、そこが貸してやるというふうにおっしゃっていただき、なおかつ、一番安いところに決めさせていただいているということでございますので、結果として、そういう数字が決算されているというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 杉上議員。

4番（杉上忠義） 引き受けていただけるんですから、ありがたいと思いますけども、細心の注意を払っていただきたいなというふうに思います。

3分になりました。あと丹後建国1300年記念事業につきまして、もう時間がございませんので、きのう読ませていただきました。思いつきみたいなことを並べますけども、時間がございませんので許していただきたいなと思います。

丹後の新たな歴史を発見し、物語をつくり上げていくコンセプトといたしましては、丹後が一つであるというふうな思いが強く出ているところでございます。ずっと読んでいきますと、足りない分はどこが主体になるか、もちろんこれは市民であり、町民が中心になって事業を行うわけですけども、これが抜けている点と、国際会議の開催、国際化は書いてあるんですけども、国際会議の開催が一つもないということと、実行委員会の編成をされる場合も、希望だけ言いますけども、できたら40歳以下であり、男女共同参画の点からも女子、女性が半分以上を占めるような編成をお願いしたいというふうに思います。

もう一つはコンセプト、丹後は日本のふるさとと書いてあります。資料をいただきまして、丹後建国1300年記念事業基本計画案でございます。18ページでございます。

時間が無いので急いで申し上げますけども、もう言うだけになるとは思いますけど、私が思ったのは、これを主体にして取り組んでいただきたいというのは振興局の垣根を越え、あるいは市町の垣根を越えまして、経済、特産品づくり、エネルギーですね、それから、環境、これを主体に取り組んでいただきたいというふうに思います。イベントを行う場合は、舞台となるのが海であり、山であり、川であるということをおききたいというふうに思います。

それから、もう一つ抜けているのが健康ですね、環境、健康。健康がないんですね。ここでスポーツというのが非常に重要ではないかというふうに思います。

それから、これも希望ですけれども、丹後建国1300年の壮大なテーマ曲を作曲いたしまして、すばらしいオーケストラで幕あけを望んでおきたいなというふうに思います。なぜ国際会議を開催を主張するかといいますと、よく言われていますのは、国際会議を開催することによりまして、この地域、府北部に足りない部分、何が足りないかというのが、よくわかるというふうに私は思っております。もう一つ重要なのは、最後になりますけども、この場合、どういうスタンスで与謝野町が、この事業に取り組むかというのを、与謝野町の中でしっかり議論して、取り組んでいただきたいというふうに切にお願いいたしまして、私の質問を終わります。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。大変たくさんのご助言をいただきましたので、すべてにお答えできるかどうかわかりませんが、可能な限りお答えをさせていただきます。主体は住民であるということがございました。私どもも、そのように思っておりまして、できるだけ広範な住民の皆さんのご意見をお聞かせいただき、来年に向けた事業化を図っていきたいという考え方をしております。

国際会議の開催ですとか、環境、エネルギー、健康、スポーツ、海、山、川といったキーワードをお示しをいただきましたが、これは7月に結成を予定しております実行委員会の中で検討をしているいろんな分野からのご意見も参考にさせていただいて、これから来年本番の事業企画を行っていくということですので、その中でこういった形になるかということになろうかと思えます。ただ、今、申されました分野全部ということになりますと、非常に多岐にわたってしまいますので、ある程度、絞り込むということも大事なんではないかと思っております。また、市町の垣根を越えてということでもございました。これにつきましては現在、丹後の2市2町と舞鶴市さん、この3市2町で、この実行委員会を組織をしていく。それを基本としております。福知山市さんも、かつては丹後に属された地域があったわけですが、現在の福知山市さんは、丹波の国のほうにイベント等を行っていかれるということですので、今回は加わっておられませんけれども、舞鶴を含めた3市2町を基本にして行っていきたいということでもございます。

以上、漏れがございましたかわかりませんが、お答えとさせていただきます。

議長（赤松孝一） 杉上議員。

4番（杉上忠義） 次の機会に、また、したいと思います。ありがとうございました。

議長（赤松孝一） ここで10時55分まで休憩いたします。

（休憩 午前10時37分）

（再開 午前10時54分）

議長（赤松孝一） では、休憩を閉じまして本会議を再開いたします。

最初に、先ほどの和田議員の質問に対します答弁の報告がございますので、住民環境課長、よろしく申し上げます。

朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 貴重なお時間をいただいて申しわけございません。先ほど可決していただきました議案第68号 与謝野町印鑑条例の一部改正の関係で、和田議員から印鑑証明書の公用申請と交付の関係でのお尋ねをいただきました。調べましたので、その結果を報告させていただきます。

ご指摘の公共事業に関する証明ということでございますので、土木事務所の職員が窓口に来られて公用申請と題しました申請書と各自、その住民さんの登録証をすべてご持参いただいといたう扱いでございます。窓口では、その申請書の内容と証明書の内容を確認をさせていただいた上で交付をさせていただくと、この場合、公用ということでございますので無料ということにしております。その申請書ですけれども、土木事務所長の名前で、こうこうこうといった公共事業に使いますよということでの用途も特定をされております。それから、窓口に来られる職員の職氏名、当然ながら、こういった身分証明書も、一緒に来られますので、その点も確認をさせていただ

た上で交付をしておるということでございます。よろしく申し上げます。

議長（赤松孝一） 同じく杉上議員の質問に対します答弁を企画財政課長のほうより申し上げます。
浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） 先ほど杉上議員のほうから、ふるさと融資の件でご質問がございまして、その中で4億円という数字も申されまして、私のほうで手元に資料を持ち合わせておりませんでしたので、確認をさせていただきました。

今回の400万円の減額補正につきましては、丹後福祉応援団さんに融資をさせていただく件でございます。議員が4億円というふうに言われましたのは、平成23年度と平成24年度を合わせまして借入総額が4億3,450万円ということになってございまして、そのうち、ふるさと融資は平成23年度、平成24年度で8,200万円を予定をいたしておりますので、これを割り算しますと借入総額に占めるふるさと融資の割合は18.9%ということで、これが20%以内ということになっているということでございます。この辺の数字を、私、持ち合わせておりませんでしたので、確認のために申し上げます。

議長（赤松孝一） それでは、質疑はございませんか。
15番、勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは、補正予算にかかわりまして、2点ほど質問をしたいと思います。まず、1点目は26ページの消防団福祉共済掛金27万1,000円でございますが、もう少し補足説明がいただけるとありがたいなと、こう思っております。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） それでは、勢旗議員のご質問にお答えをいたしたいと思っております。この共済掛金の増額についてでございます。この消防団の福祉共済掛金というものでございまして、これにつきましては、ご承知のとおり昨年3月11日に発生しました東日本の大震災がございました。その消防の殉職者に対しまして弔慰金を支払うといったものでございます。そうした中で日本消防協会につきましては、24億円を取り崩しております。これが179人に、ただいまのところ支払いがされたといったことでございます。そうした中で、この基金の支払い準備金が多く取り崩しをされたといったことでございます。それにつきまして、今回、本年度に限り、通常でしたら3,000円の掛金でございますけれども、1,000円を増額いたしまして団員数一人当たり4,000円といったことで補正をさせていただいております。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 今年に限り4,000円ということなんですが、私、ふと思いましたのは、私とこの消防団員さんの数からいまして、27万1,000円はちょっと少ないんじゃないかなという気がしたんで、ちょっとお尋ねをしたことが1点と。それから、この団体は平成23年度で1億円を超える使途不明金が出まして、これは報道されたとおりでありますが、そのことについては、そういう情報が送られてきておりますか。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 議員のご質問でございます。どの情報かということはありませんけれども、私自身は、この情報は承知いたしておりませんので、よろしく申し上げます。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 私がお訪ねしたかったのは、27万1,000円ということは271人ですから、私とこの消防団員の登録人員は350名を超えているので、それでいけるのかなと思って、ちょっとお尋ねしたんですけど。

議 長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） これにつきましては、ちょっと今は忘れちゃったけど、その時点での271人の団員数ということで、27万1,000円という積算をいたしております。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） この福祉共済は、これは原則は任意でしたね。私とこの場合は全員加入と、こういうふうに受けとめたらよろしいんですか。そこはどうでしょうか。

議 長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 任意でございますけども、全員加入ということにしております。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） それでは課長、もう1点だけですが、この規約の26条にあります福祉事業ですね、これ自体は、この福祉増進事業はほかにどんなものやられて、消防団員には還元をされていると、こういうふう理解したらよろしいか。

議 長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） この制度につきましては公費で、通常でしたら3,000円の掛金でございます。このように今、申されました福祉共済制度の給付というものがございます。したがって、これは死亡、それから死亡につきましても公務と公務外、それから、重度障害、それから重度でない普通の障害、それから入院といったことで給付をいたしておるのが、この制度の内容でございます。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） この26条でいうておりますのは、私は、そのほかにも給付事業はあると思っ
ているんです。これはまた、調べておいていただいて、ご回答をいただきたいと思っております。
次に、28ページの小学校施設整備事業の工事費300万円が計上されておりますが、これについて、ちょっと聞き漏らしておりますので、詳細をお願いします。

議 長（赤松孝一） 小池教育推進課長。

教育推進課長（小池信助） 議員、ご質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。ただいまの質問ですが、これは岩滝小学校の渡り廊下と本校舎との継ぎ目のところでして、岩滝小学校につきましては、御存じの方もいらっしゃるんですけども、本校舎から上にちょっと段ができたような形で特別学級があります。その特別学級に上がる渡り廊下、すべて屋根につきましては、ステンレス合板というんですか、地元のステンレスが使用されておったわけですけども、その継ぎ目から雨漏りがするということで改修をさせていただきたいというものでございます。

これにつきましては、当初予算でも特別学級の屋根の部分で特別教室、2段になっておるところなんですけれども、その校舎の部分も雨漏りがありまして、その分は当初予算でみさせてもらったんですけども、それ以上にも今回、補正でお願いしておる部分がひどいということで、今回、お願いをするものです。よろしく申し上げます。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） これの300万円の根拠になります設計は、どこの業者がやられましたか。

議 長（赤松孝一） 小池教育推進課長。

教育推進課長（小池信助） お答えさせていただきます。とりあえず地元の業者で見積もりをさせていただいております。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 地元の業者さんに見積もりしていただいて、そしてやられたと、そういう理解でよろしいですか。

それでは、教育長にちょっとお尋ねをいたします。今、この300万円ということで地元の業者に出しているというお話がございまして、それはそれで、そういう方針ですから、それはありがたいというように思うんですが、教育委員会がきょうまでかかわってこられた幾つかの実施設計を見てもみますと、ほとんど外部の人になっているという気がするんですが、その辺は教育委員会としては、どういうふうにお考えをまとめていらっしゃるのでしょうか。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。小さなといいますか、額が大きくならないのにつきましては、地元の業者の方に見積もりをとってもらっておりますし、それから、大きな工事というものにつきましては、外部の業者も入れながら今まで取り組んできております。詳しいことにつきましては次長のほうがお答えしますので、よろしくお願ひします。

議 長（赤松孝一） 和田教育次長。

教育次長（和田 茂） 設計関係のことでお尋ねです。今、教育長が答弁をさせていただいたとおりなんですけども、ほかの例えば、今回の加悦中の関係では新しい試みとしてプロポーザル方式でもさせていただいたということで、そこはご理解をいただいているというふうに思います。

それから、過去の小学校耐震関係をたくさん実施をさせていただいております。それにも当然、設計が絡んでまいります。これを私は伺った範囲では耐震診断を合併前の、それぞれの町で耐震診断をされたという経過がございまして、実施設計につきましては、その耐震診断をされた業者さんをお願いをしているという流れのようございまして、したがって、耐震診断をされるときに、それぞれ見積もりなり入札を行って、それぞれの町で耐震診断を実施される業者さんを選ばれて、それを受けて実施設計のほうは、その耐震診断をされた業者さんをお願いをされたような経過があるようございまして。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 今、教育委員会のほうからお聞きをしましたのは、小さなものは地元でやると、それから、耐震につきましては、これは以前の町でやられたと、それに基づいて今回も、そういう事業を実施したと、こういうお話でございましたが、私これを18年にさかのぼって見ますと、平成18年から岩滝小学校の耐震のスタートにしまして、平成22年まで、多くの耐震や耐力調査をやっていただいておりますが、そのうちの8割を超える部分が、ある特定業者になっております。私は、どうしても、これは理解ができにくいと、どうしてこういうことが起きるのかと、これはまた、そういった、今までも町長がおっしゃっている方針にも、私は、これは一致していないと思っております。下のほうが、町長のおっしゃっていることが十分理解できていないのではないかと思うんですが、実に、私の調べたところでは11ほどの施設をやられまし

て、そのうち二つは、これはB社ということにしておきましょうか。この会社が実施設計をやられております。あとの九つにつきましては、A社という、この業者の方がやられております。そのうちの2件につきましては、確かくじの部分もありますし、それから、入札もございますが、あとはほとんど随意契約になっております。私は、この方式はちょっと問題があるんじゃないかなと思っているんですが、教育委員会の指名についても、業者の。これは指名委員会がやられていると、こういうふうに理解したらよろしいですか。

議 長（赤松孝一） 和田教育次長。

教育次長（和田 茂） 私の、ちょっと平成18年、平成19年、先ほど言われた平成22年までのことは、ちょっと私も指名委員会のことは承知しておりませんので、よくわかりませんが、一応、私の考え、スタンスとしては指名委員会に相談をさせていただきながら決定をしていくということがスタンスということになっています。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） それでは、指名委員会のことでございますので、副町長にお尋ねをいたします。文部科学省の耐震の方針によりまして、平成27年度までに9割の施設を完了するというので、きょうも急ピッチで、この耐震に取り組んでいただきました。非常にこれは高く評価をしなければならぬと思っておるんですが、この業者指名に当たりまして、実施設計の。指名委員会としては、どの点に留意をされて、こういったことになったのか、そのところをお願いできませんか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 指名委員会の関係ですので、私のほうからお答えしたいと思います。今、議員のお尋ねは実施設計を入札するに当たって、業者指名をどういう考え方でというご趣旨だと思うんですが、今、議員もおっしゃいましたように、この間、非常にたくさんの教育施設、校舎並びに屋内体育館を耐震補強をしております。それぞれの実施設計の業者を決める場合の考え方、それぞれ指名委員会で協議はしておりますけども、個別の話につきましては、私も覚えておりませんので、それぞれの学校の施設について、この施設については、例えば、過去の実績はこういう基準にしよう。それから、資格の関係は、こういった資格を持っている業者にしようという議論はしておりますけども、もし何でしたら、個別の事例でご質問いただきましたら、調べて、後ほどお答えしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 私は、この耐震にかかわりがありますから、いわゆる構造設計の一級の建築士の資格が必要かと、こういうふうにも思っております。ある部分、私はやむを得ないなと思っております。ところが、実際に、そういったことを地元の設計士さん等にもお聞きをしますと、それは例えば構造計算なんかは、よそに出すこともできるし、そういうことにはなっていない。それからまた、この構造設計の一級建築士のことについて見ましても、これは実際に、これが法律がスタートをしたのは平成20年からなんです。したがって、私は、その間も含めて、これだけの実施設計が一つの業者に、今回もまた、中学校でお世話になるわけですが、これはいろんな面で、このことは好ましいことではない、指名委員会は十分、私は、その辺のチェックをされる必要があったんじゃないかなと、こういうふうにも思っております。個別のことを問う気持ち

はございませんが、ひとつ指名委員会の中でも、このことを、私は一遍きちっとやっぱり整理をしていただきたいなど、こういうふうに思っておりますけども、どうでしょうか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 先ほどお答えしましたように、それぞれの個別の案件につきましては、それぞれ指名委員会で協議、決定をいたしています。当然のことながら教育施設でありますので、児童・生徒が日常的に中における教育施設でありますので、安心・安全につきましては最大限の重視をしなければならぬというふうに考えています。今、構造計算の資格、あるいは一級建築士の資格のお話がありましたけれども、そういったことも加味して、これらの業者だったら問題はないというのを過去の実績も踏まえまして選定をしておりますので、議員のご心配は当たらないのではないかというふうに思っております。それが1点と。

あと業者を指名するお話と、結果、どの業者が落札をしたかというお話は別なお話だろうと思います。業者を指名して、その結果、特定の業者の割合が多いのではないかというお話がありましたけれども、それぞれ、これまでから申し上げますように公明正大な入札をした結果でありますので、結果として議員がご指摘のようなことがあるのかもしれませんが、発注者である我々としては、きちんと公明正大に入札をした結果だというふうに理解しております。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） これが大きな額かといいますと、そうでないんですね。大体200～300万円の額なんですよ。だから、先ほど来から聞いておりますと、小さなものは町でやるんだと、町内でもやられるんだということから考えても、私は十分、このことは指名委員会の中でも議論をしてもらう必要があったなという気がしておりますし、それから、このことは既に、この町内の中でも、そういった指摘をされている方がいるんですよ。そういうことで公明正大だということはわかるんですが、私はしっかりと、その一定の結論を、これについては、こういうことでやってきたんだということを、私はぜひ、この議会の中でも答弁をいただきたいと、こういうふうに思いますけど、副町長、どうでしょうか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 先ほど申し上げましたように、個々の案件につきましては、先ほど申し上げた立場で十分内部で、指名委員会の中で協議をさせていただいています。議員がおっしゃっているお話は非常に抽象的でありますので、個々のケースでご質問をいただきましたら、そのときの考え方、そのときの指名業者の考え方、それから、過去の実績の考え方等々を詳しく申し上げられると思います。それから、金額のたかにつきましても、単に金額が低いから、高いからという考え方はいたしておりません。それぞれの工事がきちっと発注者の意図どおりに施工できるように業者の選定はいたしておりますので、まとめた言い方でのご質問でしたので、これ以上、議員のご質問に十分お答えはできないかもしれませんが、指名委員会としては、この間、年間通じて20回も30回も開いて、個々の案件につきましては厳しくチェックをしているというふうに自負をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 副町長、私のほうも、まだ、抽象的にしか言えないです、この場では。そういうことでご理解をいただきたいと思っておりますのと、それから、1点、その指名委員会で指名を

して、実際の結果はというお話がございましたけれども、これは大半が、しかも、これは随契なんですよね。そういうふうに考えると、それは私は、先ほどの副町長の答弁では当たらないと思うんですが、それでは教育長に1点だけ質問をして終わりにしたいと思っております。

教育長、当初は全員協議会の中で、今度のプロポーザルですか、これの中学校の実施設計につきまして5,000万円を超えるということで話がございました。そうした中で、我々も非常に大きな額だと、その随意契約について思っていたんですが、今回、1,000万円ほど下がった金額だというふうに私ども資料をいただきましたが、これについて教育長、1,000万円ほど、これ下がったんですが、これは主な要因はどこだと思っておられますか。そのことだけお聞かせください。

議長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 私が不確かなことを申し上げるのは誤解を生じかねませんので、担当しておる長のほうから答弁しますので、よろしくをお願いします。

議長（赤松孝一） 和田教育次長。

教育次長（和田 茂） お答えをします。実施設計、加悦中の実施設計で4,000万円少しになったと、1,000万円ぐらい下がったということで、要因は何かということですが、これにつきまして、私もはっきり申し上げまして、全くわかりません。ただ、憶測で言えるのは、やはり許認可の関係ですとか、そういったもの、基本設計もお世話になりましたので、その部分で省ける部分があったのかなというふうには感じております。それぐらいの答弁しか、憶測ですと言えません。

それと1点、すみません。前段の関係なんですけど、私、申しあげましたように、旧町で耐震診断をされておるようでございます。その耐震診断をされた業者さんに随意契約で、どうも実施設計をお世話になられたようなんですけども、やはり町によっては、もう学校、例えば、まとめて5校、6校の耐震診断を入札で、一つの業者に決められておるようでございます。それで耐震診断を行われた業者さんが決まったということになっているようですので、どうも1校、1校でやれたようではないようなので、その辺は補足をさせていただきます。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは、今、次長から答弁をいただきましたので、1点だけ確認をしておきたいんですが、いわゆる個々の学校に対する実施設計というよりも、何校かをまとめて実施設計を依頼すると、そういうやり方でやられておるケースもあると、こういうことですか。

議長（赤松孝一） 和田教育次長。

教育次長（和田 茂） 実施設計ではなくて耐震診断です。

15番（勢旗 毅） はい、終わります。

議長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

8番、浪江議員。

8番（浪江郁雄） それでは、早速、質問をさせていただきます。まず、初めに20ページにございますDV被害者緊急一時避難支援事業について、担当課のほうに質問をしたいと思います。

政策過程の説明資料の中から伺いたいと思います。この中で背景と経緯というのがございまして、この中で平成20年度末から、こういった被害の報告がふえているというのがございます。

そこでまず、こういったふえている現状と、それから、こういった報告がふえているというのに、こういった主な原因があるというふうに分析されておりますのか、このあたりをお伺いしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 議員のご質問にお答えを申し上げます。ページとしましては20ページの中にDV被害の一時避難事業ということがございます。また、政策等の形成過程の説明資料の中にも、そういったDVの関係についての資料をつけさせていただいております。また、ふえている内容なんです、昨年23年度実績としましては、この件数としましては、福祉課のほうで受け付けさせていただきましてのが11件、DVの関係を受け付けをいたしております。このうち3件について、ここの京都府のほうに、京都府の家庭支援センターのほうに送っております。そのように、こういったことでの平成23年度の実績としましては、11件あったということでございます。

その原因等についてなんです、やはり夫婦間の、どうもその関係でございまして、やはり中身的にはやっぱり、それぞれの性格が合わない部分で常にぶつかっている部分等があるけれど、日々ぶつかっていたのが、突然、爆発してしまったというようなことや、また、中によっては生活費を、十分な生活費が渡っていないとか、このような、こういった内容になっております。このように、それぞれどういったことが原因ということでもなしに、今、言いました11件の内容を見てみますと、本当に個々、ばらばらの内容ということになっておりまして、子供のことがあったり、高齢者の介護のことがあったり、いろんな原因が、この要因になっておりますので、そのあたりについては、十分福祉課のほうに来ていただいたときにお聞きして、とにかく、そういった要因なんかを取り除けるような支援体制がないかというようなことや、最悪やはり生命にかかわるような事態もございますので、そういった部分については、当然、隔離して、また、シェルターのほうに送っていくというようなことも実際、行っております。

議 長（赤松孝一） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） それから、この背景と経緯の中段当たりに関係機関の支援施設等の保護が困難な場合においてとございます。先ほど言われましたように、府の支援センターであろうかと思えますけれども、こういった困難な状態というのは、定員の関係なのか、そのあたりどういった場合なのか、お伺いしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） このDVの関係については、言いましたように平成23年度実績で11件というようなことがございます。そのような原因等について詳しく、ここの場で申し上げますと、大体個人が決められて、私のことを、このお家のことを言っておられるのかなということがありますので、このあたりについては極力、ちょっとオブラートに包んだような言い方になりますけれども、ちょっと控えるといいましょか、言い方のトーンがわかりにくい言い方になるかもわかりませんが、きちっと明確にお答えするのが難しいケースがあったり、また、その支援先、簡単に京都府のほうに送る、シェルターに送りますよといった場合については、もう決まっているんですけども、やはり特にDVの関係で福祉課のほうに相談をいただく場合については、金曜日の5時済んでからというようなことがございます。そのようなときに、やはり京都府等のシ

ェルターに直接ばいと送るといことはできませんので、その間については、町のほうでどこかの支援できる場所に確保しなければならないということで、今回の補正予算の中でも、そのあたり三日程度、例えば金土日と、三日程度おっていただく場所の費用的なことを予算に盛り込ませていただいているということでご理解いただきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） それでは、最後に2点一遍に聞きますけども、こういった、今回は宿泊施設に泊まる場合のお金でございますけども、例えば、公営住宅なんか利用できないかということと。それから、その後、そういった避難されて、それからの、今後の自立に向けてが一番大事なことでありうと思うんですけども、このあたりの対策について、確認も含めて、お伺いしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 今、先ほども申しあげましたように、どのあたり、公営住宅の利用等々と言われますけれども、そのあたりについては、特にどこで支援をしていただいているということは現在、この場では申しあげません。そういったことで、いろんところで支援をいただいているということでご理解が賜りたいというように思います。

それから、当然、この今後の支援策についてです。支援があつて、三日間終わったら、あとは町の責任でばいと投げ出すというようなことはしません。町のほうでしっかりと内容をお聞きし、そして、どうしてもDVで、もう支援が得られないような状態でありましたら、京都府等とも連絡をしながら当然、一時的には生活保護等の申請もつないでいきますし、また、それができない場合については、町でできる支援策、また、ほかでできる支援策等々、その方々としっかりと内容を聞かせていただいて、家族状況も確認しながら対応なり、それぞれの個々のケースに応じた対応をしてまいりたいというように思います。

議 長（赤松孝一） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） それでは、次に24ページにございます住民に光をそそぐ交付金事業、これ適応指導教室、トライアングルの件でございますけども、教育推進課のほうに、課長のほうにお伺いしたいと思います。これ根本的な話になるんですけども、この住民に光をそそぐ交付金というのは、ふだんなかなか財政の関係でできないようなこと。先ほどありましたDVでありますとか、自殺予防でありますとか、こういったあたりに使われるべきものなんですけれども、そこで、この適応指導教室というのは、本来こういった国の交付金がなくてもしなければならぬ事業だというふうに認識しておりまして、このあたりの考えについてお伺いしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 小池教育推進課長。

教育推進課長（小池信助） 議員のご質問にお答えさせていただきたいというふうに思います。議員、ご指摘のとおり、答えから申しますと、そのとおりだというふうに思っております。たまたま、この3年間、いい財源がございましたので、念願でありました、この適応指導教室が実施できたわけでございますが、もちろん私どもの思いばかりでは言うておられませんので、財政とも十分な調整はしていかなんですけども、今後とも続けていきたいというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） それでは、最後になりますけれども、同じく教育推進課長にお伺いしたいと思います。

ます。ページでいいますと30から32にかけてでございます、野田川グラウンド用地取得費用というのがございます。これは委員会の中で配られた資料だと思うんですけども、これずっと目を通しましても、もう少し説明がいただきたいなと思います。といいますのは、時系列等も含めて、そういった詳細な説明をお願いしたいというふうに思います。

議長（赤松孝一） 小池教育推進課長。

教育推進課長（小池信助） 議員のご質問にお答えさせていただきたいというふうに思います。このグラウンド用地につきましては、昭和42年のころになりますが、そのときに一定、合筆というんですか、用地が合筆されました。たくさんあるやつが一つに合筆されたわけですけどね。当然、その細かい合筆前の土地につきましては、当然、抹消されんなんということだったんですけども、その事務というんですか、登記事務の誤りではないか、もう前のことなんで定かではないですけども、誤りと思われるということで、本来、抹消されんなん土地が残ってしまったわけです。その後、野田川のグラウンドをつくるということで、その合筆された土地を町が買ったということでございます。

それですので、そのとき町としましては、当然そんな土地が残っているということは思いもしないので、事業を進めていきました。そうしたところが、このうちの2筆につきまして登記事務がちゃんとできてなかったかなと思われる節がありまして、結果として残っておったということで、一人の方が役場を訪れまして、本来あるはずのない土地に課税がされているということで、どうなっているんやということでお尋ねがありました。調査しました結果、実際に公図上にはないんですけども、台帳上には残っておったと、要するに抹消登記ができてなかったという状態にありました。この方につきましては相談させてもらった結果、税の還付、法律に基づいた、税法に基づいた還付を5年間分させていただいて、さらに本来ない土地ですので、町への寄贈と、寄附ということで整理させていただいて、事務的にも登記事務を行って整理ができました。ところが、もう一つの、もう一筆の分につきまして、その時点で抵当権が設定されておりました。その方にもご相談させていただいて、抵当権が解除できた暁には同じように町への寄附をしていただくことによって整理をさせていただくという約束も、覚書をかかわしてできたわけですけども、その後、残念ながら、この方の自己破産ということで抵当権が設定されたまま、結局、京都府の保証協会のほうに権利が移ったということでございます。

その後、保証協会のほうが、この土地も含めまして、競売に出すということで、裁判所のほうから連絡というんですか、照会がありました。調べたところが、残っておると、残っていることはわかったんですけども、結局それでは競売にかけられて、ほかの方に移るとなりますと、また、問題が多々あるかと思いましたので、内部で十分に協議しました結果、この土地を買わせていただきたいということでございます。

今回、その補正予算を追加させていただいたわけです。土地につきましては、保証協会との調整の中で10万円ということで協議ができております。それにかかります、そうした事務処理をどうしていったらいいかということをお弁護士というんですか、顧問弁護士と協議させていただきました。今もさせていただいております。それにかかる費用、それから裁判所に、この土地につきまして財産管理人を立てていかんなんと、今、宙ぶらりんの状態になっておるわけですので、売買とかいうことになると財産管理人を立てんなんということで、その費用と合わせまして、

今回50万5,000円ということを計上させていただいたわけでございます。以上です。

議 長（赤松孝一） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 今、答弁ありましたように昭和42年ということでございまして、ちょうど私の生まれた年なんですけれども、かなり前でございまして。そこでいろいろと今、説明がございまして、本来なら払わなくていいお金が50万5,000円、余分にかかったというふうに思っております。そこで、今回こういった問題が起きた根本的な問題、原因といいますか、例えば、買うときに、そういったところがしっかりチェックできていなかったのではないかなということと、そういった原因ですね、それと今後、こういうことが起こらないような対策といいますか、そういったことも必要になってくるのではないかと思います。原因につきましては、この資料の中にもありますように、地籍調査の誤りというようなことが書いてございまして、このあたりも含めて、こういった対策等をお聞きしたいと思っております。

議 長（赤松孝一） 小池教育推進課長。

教育推進課長（小池信助） ご質問にお答えさせていただきたいというように思います。まさしくそのとおりだと思います。そのとき推測ではありますけれども、やはりもうチェックが十分、どの部分でのチェックと言われますとわかりませんが、やはり行政としてチェックがやはり不十分であったということで、もうこれはおわびをするしかないというふうに思っております。

その上で今後、こうしたことがないように、やっぱり組織を上げて、この教育委員会だけとかいう話ではありませんので、十分なチェックができるような組織としての取り組みを考えていかなければならないというふうに思っておりますので、よろしく願います。失礼します。

議 長（赤松孝一） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 以上で終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

16番、谷口議員。

16番（谷口忠弘） それでは、一般会計につきまして、1点だけ質問をさせていただきたいと思っております。ページでいくと26ページでございまして、耐震診断の補助事業につきまして、お伺いをさせていただきたいと思っております。これにつきましては、国の制度が延長になったということで、また、補助制度が従来では60万円だったのが90万円に増額されたと、こういうことで、その増額分の30万円ですね、この7件分ということで、予算計上をされていると、こういうぐあいにお聞きしました。これについては、14ページに府の補助金が2分の1ございまして、実質は105万円の一般会計からの見出しと、こういうことだそうでございます。これにつきましては、3月議会でも、ちょっと私のほうで質問をさせていただきましたけれども、その延長になるかと思っておりますけれども、よろしくお聞きしたいと思っております。

これにつきましては、以前、こういう資料をいただいております、与謝野町建築物耐震改修促進計画という、こういう概要版ですね、これをいただいております。これの中身を見させていただきますと、非常に危機感が増幅するような表現がようございまして、ちょっとご案内すると、京都府が平成18年から19年に取りまとめた京都府地震被害想定調査、これによりますと、与謝野町域と、その周辺に分布する八つの断層帯を震源とする地震が起こった場合、与謝野町内に震度5弱以上の地震が発生することが想定されておりますと、これは例の3.11以前です

から、それ以後はもう少し、厳しい表現になるかもわかりませんが、その当時ですら大変厳しい表現の仕方載っております。

町内の北部を横切っている山田断層帯については、町内の平野部において震度7以上、地震が発生することが想定をされていますと、これもし起きたら、与謝野町の平地部のほとんどで液状化の可能性が極めて高いと、こういう報告書になっております。被害はどうであるかと申しますと、被害の想定ですね、これは山田断層地震では1万2,400棟の建物が全壊し、半壊を含めると1万7,900棟になると、そういう被害が、建物被害で起きると。なおかつ死者が、これはかなり差がありますが、160人から510人の死者が出ると想定をされていると、こういうぐあいなことが、この想定される地震の規模、それと被害についてまとめ上げたものがあります。そこで、私、3月議会でちょっと質問をさせていただきましたけれども、当町は平成22年度の国勢調査によると、世帯数は8,345世帯で、この山田断層が横たわっているのは、当町以外では京丹後市、宮津市、伊根町、当町ですね、そして、但東町の豊岡市と3市2町に及ぶ被害総定数だと思いますけれども、この改修の質問をさせていただいた、この時点で昭和56年5月31日以前の建物ですけれども、当町でどれぐらい、昭和56年5月31日以前の建物があるかと、こう質問をさせていただいたところ、建設課長のお答えでは約半数近くあるのではないかと、こういうぐあいにお答えをいただきました。

先ほど被害の数をちょっと、総定数を申しましたけれども、与謝野町の被害の想定をするために、私はもう少し、こうした調査をはっきりしなければならぬのではないかなというぐあいに思っ
てまして、そういった木造の古い建物の数値を確認する必要があると思うんですけども、建設課長はどうお思いでしょうか。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。確かに今、調べようと思いますと、岩滝地域では都市計画区域になっておりますので、そういった過去の確認申請なんかで、ある程度の数字は調べられるのかなというふうに思っておりますけれども、いわゆる野田川地域、また、加悦地域の部分のにつきましては、そういうふうな確認申請のエリアには入ってございませんので、調べるには税務課の、いわゆるそういった住宅の台帳を調べるしか方法がないかというふうに思っております、そのような中で今、先ほど議員のほうからご紹介がございました、いわゆる木造住宅の耐震化の促進化計画の中で京都府のほうで、いわゆる推計法をもとにして調べさせていただいた数字を平成19年度だったというふうに思っておりますけれども、その数字を基にして推計法に基づいて約半分だというふうなことを推計させていただいたということでございます。

議 長（赤松孝一） 谷口議員。

16番（谷口忠弘） 今、建設課長がお答えいただいたように、この耐震改修の促進計画、これは平成20年3月にでき上がっておりまして、このときの資料によりますと、住宅、これが平成19年12月末で耐震化率が50%というぐあいになっております。特定建築物においては37%、町有の建築物については耐震化率が65%と、こういうぐあいになっております。これは目標の設定が平成27年度末ということで、今はちょうど中間時点ではないかなというように思います。このときの目標は、平成27年度の目標設定が、住宅で耐震化率が90%以上、特定建築物で90%以上、町有建築物で、これも90%以上と、こういう目標率になっております。平成

19年の時点からは、およそかけ離れた数字でありますけれども、先ほど申しましたように今はちょうど中間時点だと思うんですけど、この目標の設定に、どれぐらい近づいているのか、お示しをいただきたいなというように思います。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。今、木造住宅改修事業におきまして、改修をしていただいたのが3件でございました。その今回の木造住宅の関係につきましては、新しい、平成19年につくらせていただきましたけれども、それ以降、新しい住宅の部分については、新しい新耐震の考え方を持って建築をされているというふうに思っておりますので、それが何件あるのかというふうなことは、私どもははっきりした数字をつかんでおりません。ただ、今つかめるとしたら住宅改修によりまして新築をされた部分が、その程度に入ってくるのかなというふうに思っておりますけれども、実際に、じゃあ今50%が何%になっているのかというふうな部分につきましては、その詳細が、まだ、はっきりわかりません。そういうふうなお答えしか、今のところはできません。申しわけございませんが、その程度の回答でお許しがいただきたいと思っております。

議長（赤松孝一） 谷口議員。

16番（谷口忠弘） 一応、目標設定があるということは、やはりその数字を追いかけていかなければ目標設定をしても意味がないというぐあいに思いますね。やはり現在、この耐震化がどれぐらい進んでいるのかということは、行政のほうで、ぜひとも掌握をしていただきたいなというぐあいに思います。

これは個人の住宅ですから、自分の命は自分で守るというのは、これは大原則だとは思いますが、前回の3月議会で聞いた質問の中では、当町8,300世帯があつて、耐震診断を受けられているお家は何軒ぐらいありますかと聞いたら、108件であるというぐあいにおっしゃっていただきました。これわずか1.3%ですね。その108件のうち、実際、改修をされたお家は何軒ありますかと、こういうぐあいにお聞きしたら、わずか3軒でありますね。非常に、わかっておつても多額な費用がかかると、こういうことで改修をできないと、こういうお家が多いようでございます。今回、簡易な耐震改修もできるということで、これは大きく、地震、災害に強いまちづくりを進める当町では大きな前進であるというぐあいに思いますけれども、いただいている資料の中で、資料の、こういうやつをいただいているんですけども、簡易な耐震改修助成制度というのができたそうございまして、これ今まで、普通の耐震改修では90万円の上限の補助金でありますけれども、これ30万円ということで、これも3月議会で、私、質問したように、例えば屋根をかえるとか、今、寝ている寝室だけ筋交いを入れたりして補強するとか、こういうようなたぐいの改修工事でありますけれども、これをする場合には上限として30万円の補助金をいただけると。

対象工事ですね、先ほどちょっと言いましたけれども、屋根の軽量化、壁の補強等、床の補強、基礎の補強、建築士が耐震性の向上を確認した工事等と、こういうぐあいに五つの項目が並んでありますけれども、実際、改修費用がどれぐらいかかって、この30万円の補助金をいただいて、実際、差し引き見出しをどれぐらいせなあかんと、こういうことは非常に気になるというぐあいに思いますので、この一連の、さっき言った五つ、これは大体アバウトな標準家庭で、この工事

をしたらどれぐらいの工事費になるかというようなことが、わかればお聞かせをいただきたいなと思います。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。その家、その家によりまして、改修される場所の部分といいますのも、いわゆる家自体は総持ちになっておりますので、ある部分だけを改修するというふうなことになるかと、やはりここにも書いてありますように、バランスがかかってくるというふうなこともございますので、一概には言えませんが、例えば屋根の軽量化というふうなものを考えてみますと、これもいわゆる腐食の程度と、あるいはまた、老朽化によって変わってくるだろうというふうに思っておりますけれども、例えば瓦の撤去から始まりまして、例えば、その下にアスファルトルーフィングとあって、黒いようなシートを張るというふうなことから、また、野地の補強、そういった、また、瓦をほってしまっただけで新しい化粧スケートにした場合でございますけれども、大体平均化しますと、平米当たり1万円ぐらいだというふうに聞かせていただいております。

これは、そういうお金が先に先行するというふうなことではないわけで、調査をしないとわかりませんが、そういった四つの部分をすべて取っ払ってしまうというふうなことになってしまうと、大体1万円から1万2000円、平米当たりかかるだろうというふうに言われております。あとの壁の補強だとか、床の補強、基礎の補強につきましては、先ほども言いましたように、その家、その家によって老朽化だとか、あるいは、そういったことが影響してくるのかなというふうに思っております。今ここで、この金額だというふうなことになるということは、ちょっと申し上げることはできませんけれども、屋根の部分につきましては、先ほど申し上げた程度なのかなというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 谷口議員。

16番（谷口忠弘） これちょっとウイルにあったポスターをちょっと借りてきたんですけども、これによりまして、京都府のポスターですけども、木造住宅の耐震補強の費用、これは簡易改修ではなしに、普通の一般のやつですけども、大体190万円以下で実施されていると、ほとんどですね、耐震補強工事、これに90万円の補助金とか、住宅のエコポイントでありますとか、所得税の減税とか、これを引くと実質の負担額が約75万円というぐあいに書いてあります。190万円の工事が75万円、先ほど、いろいろ条件ありますけれども、大体できると、こういうようなポスターでございます。

ぜひ、個人負担が大変気になるというぐあいに思われますので、具体的に平均住宅を考えて、概算の費用を出していただければ非常に工事もしやすいんじゃないかなと思いますので、よろしくをお願いします。以上です。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 木造耐震診断をしていただきますと、いわゆる今は概算の事業費まで提示をさせていただくというふうなことをさせていただいておりますので、先ほども議員おっしゃいましたように、この当地方には山田断層、あるいは過去には北丹後大震災ですか、そういったものが起こりまして、たくさんの被害を受けたというふうに記憶をしておりますので、この木造耐震診断、あるいは耐震改修をしていただければ、その備えに備えていただければというふうに思っております。

ますので、よろしく願いいたします。

議 長（赤松孝一） ここで昼食のため13時30分まで休憩をいたします。

（休憩 午前11時58分）

（再開 午後 1時30分）

議 長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして本会議を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

12番、多田議員。

12番（多田正成） それでは、ページにしまして18ページなんですけれども、有線テレビ施設整備事業というのがありまして650万円、予算が組んでありますけれども、ここに工事請負費として映像編集システム設置工事費として650万円上がっておりますけれども、もう少し目的とか、詳しく説明が願えたらありがたいと思いますが。

議 長（赤松孝一） 森岡加悦地域振興課長。

加悦地域振興課長（森岡克成） 質問にお答えいたします。今回、補正予算で計上させていただいております650万円の内訳でございますけれども、現在、使用中の編集機セットが3台、同じようなシステム、全く、少しバージョンは古くなるんですけども3台所有しております。今回、新たに、もう1台を追加して購入させていただきたいというものでございます。

下の欄に取材スタッフの賃金を1名分ふやしておりますけれども、今回、スタッフが1名増員になりましたので、現在、3台ある編集機を、もう1台ふやさせていただきたいというものでございます。

工事請負費というような名称で上がっておりますけれども、実際につきましては、パソコン、今でいうパソコンのようなものでして、ハードの機械と、それからモニター画面と、それから編集機のソフトといったものでございます。具体的に申しますと、大体、機器費で450万円、それから設置費ですとか、ソフトのインストールとか、ネットワークの設定なんかも、すべて含めますと650万円になるという概算の予算と申しますか、見積もりでしたので、このように計上させていただいております。

議 長（赤松孝一） 多田議員。

12番（多田正成） 内容はよくわかりました。それはいいんですが、こういった写真だとか、映像だとかというのは、奥が深いものですから、スタッフの方は多分いろいろと機械が、次々に新しいものがほしくなると思いますけれども、3台の中で、もう1台、スタッフがふえるんで入れるということなんですけれども、なぜ、この機械を補正を組んでまで急ぐ必要があるのかなという気がしまして、これもう1台買わないと、とても対応仕切れないんでしょうか。

議 長（赤松孝一） 森岡加悦地域振興課長。

加悦地域振興課長（森岡克成） お答えをさせていただきます。現在、年間、約411本の制作番組をつくらせていただいております。ただ、内訳的に申しますと、議会中継、あるいは議会の録画放送、あるいは運動会、あるいは講演会など、非常に長時間の番組が多くなっております。この編集システムと申しますのは、編集だけするのではなくて、編集し終わったデータを、そのまま、一日では編集できない分は、次の日に回したり、あるいは一たん編集したものをストックして、それを放送系のサーバーのほうに転送する、いわゆるサーバーに転送するのに、非常にたくさんの時

間が現在、かかっております。例えば議会で3時間の番組をつくりますと、大体3時間から4時間ぐらい転送にかかるということで、每晚8時の放送に間に合わせるためには、それより4時間前に既に編集を終えて転送の準備をしなければならないと、その間、今現在、3台で使っていますけれども、1台使えなくなる、ただ、1台だけで転送するのではなくて、わざと、その1台にあるファイルを二つに分けて2台から転送すると4時間転送時間のかかるものが2時間で済むといったふうな使い方をしておりますということになりますと、今3台使っておって、それぞれ編集者が個別に使ったりするんですけども、1台の編集機しか使用ができないということになっております。これまでからスムーズな番組編集をして、できるだけ早く番組放送をしたい。あるいは、これまでからいろいろとご意見をいただいておりますように、番組本数をもっとふやしたらというふうなこともございます。そういったことも含めまして、また、新年度から新たにスタッフが1名増員になったということもありまして、今回、急遽、金額が高くなりますけれども、補正で計上というか、要求をさせていただいたというものでございます。

議長（赤松孝一） 多田議員。

- 1 2 番（多田正成） 内容はよくわかりますし、課長の思いも、よくわかるんですが、議会の中でも町民のためにもっと3チャンネルを充実させろという声も、きょうまでに私も聞いておりますけれども、今の民間のプロフェッショナルのやっている、我々が家庭で見ている、あのテレビと同じようにやっついこうと思えば、とても太刀打ちできません。それよりも、やはりこの議会のことだとか、市政のことだとかと、それから、この町の出来事がしっかりとお伝えできたらいいなというふうに思います。

ですから、機械を買われて充実される、そのことに仕事のしよいようにするというのは、私は何ら問題もありません。私もよく新しいものに手をかけて、ついつい買い過ぎてしまうことがあって、よくしかられるんですが、それは別としまして、そういったことで、私は、機械の設置をされて充実させるのはいいんですが、この財源を見ますと610万円という地方債がしてありますね。これが通常、この3チャンネルというのか、テレビ事業がやっとなら黒字になったという傾向もありまして、これからもどんどんそういう傾向になるだろうなというふうに思いますけれども、この借金をしてまで、なぜ急がなければならないかと、この借金してまで買わんなのかというのが、私はちょっと気になっておりまして、この財源は、この地方債の種類は何で当てをされるのでしょうか。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。この610万円の地方債につきましては、合併特例債を借り受けるということでございます。この工事費の650万円に95%の充当率を掛けまして610万円、合併特例債を借り受けるということで組ませていただいております。

この工事費の必要性につきましては、今、加悦地域振興課長が申し上げたとおりでございます。その必要なものを買いますのに、ちょうど合併特例債が活用できるということですので、これを充当したということでございます。

議長（赤松孝一） 多田議員。

- 1 2 番（多田正成） 合併特例債が10年間活用できるということで、まだ、その時期にありますので、活用は十分できると思うんですが、私は、この町のCATV、要するに光ファイバー網を引くの

に全町の一体化を図るために、そういった資金に使われて、きょうまでやられてきた、それに対しての配信、それから受信の機械設備を一定の規模でやられたと、それが何十億かかけてやられた、この事業については合併特例債は、私は当然だろうなというふうに思いますけれども、こういった中での部品というのは、本当に合併特例債の趣旨に合っているのかなという、ちょっとその辺が心配しております、この辺は考え方の問題でしようけれども、課長に、そのことを聞くと、それは当然、このことが有利ですと言われるかも知れませんが、私はこういったあたりの資金、合併特例債といいますが、これ、ただじゃないんです。最終的に借金ですから、90%の充当率になっておりまして、最終的には交付税算入で70%返ってくるようになっておりますけれども、借金は借金だし、それと交付税が一本算定になると、交付税の減額になるわけですから、やはりそこは減額になるまでに、せいぜい財政に圧迫をせんように、今どう整理をしていくという時期ではないかなと、ですから、合併特例債が、こういうことに使われていいのかなという、私自身は気がしております、その辺、課長、どうでしょうか。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。必要なものを今回、計上させていただいたと、工事費はですね、そこはご理解いただいていると思います。その必要なことを単独でやれば、これは一番いいわけですがけれども、なかなかその予算が苦しいという中で、一方で、そういった、その合併特例債という有利な資金が借りられるということですので、それを活用させていただくことによって丸々借金ではなくて、約3分の2は返ってくるということでございますから、できるだけ有利なように、働くように、必要なものを購入させていただくということでございます。

とはいえ借金は借金でございます、それはおっしゃるとおりでございます。ですから、合併特例債にかかわらず、そういった地方債の額がずんずんずん伸びて、危険信号がともることのないように、それはコントロールをして、全体として、それは制御していくということは必要かと思っておりますけれども、必要なものを買わせていただくのに有利な起債を活用させていただくことは町民にとって大事なことだろうというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 多田議員。

1 2 番（多田正成） これは考え方の問題でして、要するに合併特例債じゃなしに地方交付税の一本化算定になったときにはどちらにしても12億円ほど削減されると言っておられるわけですから、その今の合併特例債を使っても交付税算入が戻ってくると思ったら大きな間違いで、一本算定になったらすぼんと切られてしまうわけですから、それは結果的に戻らないことになるんですけれども、全体の財源としては、個々には若干それは算定の中には入っているかも知れませんが、全体像とすると一本算定になると12億円切られるという今、予測が立っておりますので、今、その借金をしても、最終的には、その時点で算定分は返ってくるかも知れませんが、全体像の財源としてはもらっていない理屈になってしまいますので、今そのことを合併特例債が10年間、活用できるから必要なものを買うんだという、その考え方が僕は少し違うんではないかなと、経営者としての考え方が少し違うんではないかなという感じがいたしております、これは考え方の問題で、このくらいにしておきますけれども、課長の、その辺の思いを聞かせていただきます。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。行く行く交付税が一本算定になりましたときには、現在の試算では12億円か13億円規模で交付税の削減が、行く行くなされていくということと。それから、今、合併特例債を発行させていただいて、その交付税によって返ってくる分とは同じ次元で考えるべきことではなくて、やはり今、必要なものを買うのに、必要でないものは買いませんので、それをやりくりするのに有利な合併特例債を借りることで、それは一本算定になっても交付税としては返ってくるわけですので、それは一緒に考えることはできないだろうというふうに思っております。

大事なことは、先ほど申し上げましたが地方債の総額がずんずん膨らんで黄色信号がとるようなことのないように、それから、12億円、13億円の、その交付税が低減されていくときに向けて、その備えをしていくということが大事なことではないかというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 多田議員。

12番（多田正成） その辺は考え方の問題ですし、一本算定の交付税と、それから、それに対しての、合併特例債に対しての算入分というのか、交付税の算入分というのか、それはまた、別個の話だというふうに言われますので、そこは確かに、先ほど僕が言いましたように、そのことは、そうなっているんでしょうけれども、全体の財源として、それだけ、この町の財源が減らされるということは結果的に苦しい状態になるということをおっしゃるだけで、考え方の問題ですから、その辺は、その辺にしておきますけれども、ちょっと地域振興課長にお尋ねいたします。

番組を充実させていただくのはいいんですが、このうちの町は議会に対してもライブ中継があったり、CATVは録画中継があるんですけども、それが何とか記憶させていただいて、いつも番組の時間割があるんですけども、その時間に見れる人はいいんですが、見れない人が、あのことをもう一遍、見たいと言ったときに引き出せないんですね、うちの町は。それはできるんですか。

議長（赤松孝一） 森岡加悦地域振興課長。

加悦地域振興課長（森岡克成） お答えをいたします。多分、議会中継、録画放送をしておる分についてはダビングサービスということで、ダビングはさせてもらっておると思いますし、ただ、かなり長時間な番組になりますので、この議員さんの、この場所とかいうことになると、探すのに非常に苦労するということはあると思いますけれども、放送した番組については、すべて残しておりますので、ちょっとお時間をいただければ、その部分、見ていただけたと思います。もちろん本会議ということでございますけれども。以上です。

議長（赤松孝一） 多田議員。

12番（多田正成） 私の申し上げておるのは、インターネットで議会中継なら議会中継が、その場でライブ中継をされておる。それから、後で、そのことがデータに残っておって、インターネットで引き出せば野村議員が質問しておられるところを引っ張り出して聞けるというのが、峰山の京丹後市でも宮津市でも、そういったあたりができております。そのことの、そういうことのほうが町民は、より便利だし、より効果的だと思うんですけども、今は時間が決まっておって放映されるときに、なかなかそのものは、その時間に見とれないということで、後で和田議員のが見たいなというときに見れるように、そういったことのほうが、僕は大事で、その辺のことを検討していただきたいなというふうに思うんですが。

議長（赤松孝一） 森岡加悦地域振興課長。

加悦地域振興課長（森岡克成） お答えいたします。それぞれ利点と欠点があると思います。有線テレビのほうは画像とか音声は、かなりクリアに見ていただけたと思います。ただ、インターネットにつきましても、確かにファイルとして置いておけば、いつでも見られるという状況はあると思います。ホームページ等で、そういうつくりつけをしていって、あるいは中のサーバーの容量とか、いろんな課題があると思いますが、また、その点に関しましては地域情報課の委員会等も職員でつくっておりますので、その中の一つの課題として検討していってはどうかというふうに思っております。以上でございます。

議長（赤松孝一） 多田議員。

12番（多田正成） ぜひとも研究していただきたいというふうに思いますのと、それから、町民は行政の、そういった情報が知りたいわけで、それはホームページを出しますと、例えば、町長の記者会見あたりでも、そこを引っ張り出せば、町長の記者会見をしておられるデータが出てくるというようなあたりまできちんとしてあります。そういったことを充実させていただかないと、その編集に、これだけ要るからというのわかるんですが、それよりもっと大事な情報は町民に瞬時に探し出して見れるという仕組みを、どうつくっていくかということがお願いしたいので、お願いしておいて終わります。

議長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

7番、伊藤議員。

7番（伊藤幸男） それでは補正第1号について、1点だけ絞って質問します。それは先ほどから出てます26ページの耐震診断の事業であります。先ほどの質問も出ておりましたが、私がお聞きしたいのは、皆さんも、そういう質問のにおいもあつたわけですが、鮮明にして1点目の質問というのは、この事業がいろいろと、この間、繰り返されてきたわけですがけれども、見通しは、課長の見通しといたしますか、町側の見通しとしては予算は上げているんですけども、実際の程度、見込んでおられるのかという点をお伺いしておきたいと思っております。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをいたします。今の、今回の木造簡易耐震改修につきましては、現在、京都市と、それから宇治市さんと舞鶴市さんと、この3市が、この簡易耐震改修をやられておまして、今回、与謝野町が手を挙げさせていただくというふうなことで、四つ目の町というふうなことになるんですけども、ほかの市町村の状況も聞かせていただきますと、大体、9月か10月ぐらいに手を挙げられるんかというふうに思っております。

今、耐震改修が90万円というふうな予算で、補助金を90万円ということできさせていただいておりますけれども、なかなか0.7ないし1.0に近づけていこうと思っておりますと、大きなお金が要するというふうに思っております。今回の簡易耐震改修といいますのは、例えば、先ほどの谷口議員のご質問でもございましたけれども、ある一定部分を軽量化することによりまして、例えば、人命だとか、そういうふうな財産を少しでも守っていくというふうな観点でつくられた制度だというふうに思っております。今回、先ほども言いましたように、当町にも山田断層という断層もございますし、私といたしましては、こういった制度を活用していただいて、少しでも自分の身を守っていただくというふうな一助になればなというふうなことで、いろいろとほかの町

の関係等々も含めて調査をさせていただいて、今回、ご提案をさせていただいたというふうなことでございます。

京都市さんの例も含めて聞いておりますと、この耐震改修がなかなか進まないというふうな中でも、この簡易の改修というのは、それなりに手を挙げられる人があるというふうにお聞きをしております。私どもの本来の思いというのは、耐震改修を着実にしていただくというふうなことではあるかと思っておりますけれども、この今の経済状況を含めますと、なかなかそこまではいかないというふうな人もございますので、その辺の人たちも含めて、この簡易耐震改修を、今回、予算を上程させていただいたということでございます。

今、議員が、どこまでこの制度が活用していただけるのかというふうなご質問だろうというふうに思っておりますけれども、さっき言いましたように、できるだけ大勢の人に使っていただいて、少しでも自分のお住まいが安全になる、そういうふうな手段の一つとしてお考えいただけたらなというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） この間、何人かからも出てましたし、それから、谷口議員からの質問の中でも、例で言えば、この耐震改修の事業の例を京都府がポスターの中で書いていたということで、話がありましたけども、私の実感からしますと、私の実感というたらあれですけど、我が家もちょっと実は大工さんに見てもらったんです。そしたら1, 000万円を超えるというんですよ。1, 000万円超えて、買ったやつより高いなと思って、びっくりしたんですけどね。だから、本当に、もっと京都府が出したポスターというのが、どういう根拠で出されたのか、よくわからないんですけども、とても僕はね、200万円やそこらでできないんじゃないかと、いわゆる耐震のね、簡単にやるにしても、だから、その点では非常に僕は、希望的に課長も、ぜひやってほしいという希望のことを言われたんでしょうけれども、とてもそうはならないんじゃないかという不安を持っています。

私、たくさんの方に、大工さんに聞いたわけじゃないんですけども、やっぱり国が、このことを本当に本腰を入れてやらないと、今これほど災害や大震災が起きている中で、とても間に合わない、こんなものは、今、課長の答弁あったように、3軒、5軒ぐらいやっているようなことでは、仮に、それが10倍にふえたとしましょう、今度のやつで、簡易でね。10倍にふえたってわずかな数ですよ。絶対的に半分やろうかという規模ですからね。今、世帯の、課長のいろんなデータから見たのが半分ぐらいたという話が出てましたけども、それに接近するには、とても、このテンポでは災害が起きてから、またやろうというような発想にしかならないというふうに思いますね。私は結論からいうと、私は国に、この緊急性をもっともっと、やっぱり要望していく必要があるんじゃないかというふうに思っているんです。この点ではいかがですか。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをいたします。確かに国のほうも、平成27年度までの目標値が全体の90%というふうなことを言うておまして、今、議員がおっしゃいますように、確かに大切なことだというふうには思っております。ただ、本来、今の、この家屋というのは個人さんが持っておられます、所有だというふうに思っております。その中でも国ができるだけ、いうたら90%に近づきたいというふうな思いだというふうに思っておりますけれども、今、私が申し上

げましたように個人の財産の部分を、やっぱりそうやって政策的にやっていかなければならないだろうというふうなことで、国が、こういった制度をつくったと思っております。たくさんの補助金が出せれば、今よりも、もっと進捗が上がってくるだろうというふうに思っておりますけれども、国のほうは、いろんな政策がある中で、それに応じたような格好で助成をしてもらう、予算に応じたような格好で助成をしておるというふうに私は思っておりますので、本来もっとももっとたくさんの補助金の制度があつて、例えば、80%まで補助しますとかいうことになれば、もっともっと進むだろうなというふうに思っておりますが、それはなかなか、国もいろんな政策を打たなければならないというふうなことだと思っておりますし、確かに今おっしゃっておるように、この東日本大震災以降、耐震というふうなことが言われておりますし、当町も過去に、そういうふうな被害を受けたところではございますので、私としては、もっとたくさんの予算があればなというふうには思っておりますが、いわゆる国の助成の枠が広げられるかどうかということだと思っておりますし、なかなか今の国の状況も見せていただいておりますと、これの項目だけにとりうふうなことは非常に難しいのかなというふうに思っています。

個人的には、私も議員と同じ考え方でございますけれども、今の状況から思いますと、なかなかこれだけをふやすということは、ちょっと難しいかなというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今の答弁で、課長の気持ちというのも確かめさせていただきましたが、二つがあると思うんですね、今の答弁の中にも出ていた。一つは金がないという問題です。それは率直に言つて、国の、日本の外国、例えばヨーロッパなんかと比べても住宅にかかわる予算というのは、もう半分なんです。ちょっとかなり昔の話でしたから、今はどうなっているかといつたら、そうは変化は、私はないと思つてはいるんですけども、ともかく国の予算自身が半分なんです。だから、それはもう初めから、そのもとで課長が心配するようなことには、こたえられませんよ。だから、そのことも含めて、私は声を上げていく必要があるんじゃないかというふうに思っています。

それから、もう1点は、いみじくも個人の財産です、住宅はね。今、民間の住宅は。そこに公的資金を入れるのはいかなものかというのは、こういう論議はかつてからずっとありまして、旧町の加悦のときですね、住宅改修助成制度ができて、国会で取り上げられたことがあつたんですね、この制度が。このときの見解の一つが、個人財産に公的資金をほり込むのはいかなものかという論議だったんです。しかし、加悦はご承知のように3年弱取り組んできて、大きな、それなりの功績を残してきて、今回の場合は、与謝野町でも40億円近い、39億円を超す大きな経済効果ももたらしたと、あれで、僕はびっくりしたのは、また、いずれ決算の段階でもお聞かせ願わなあかんと思うんですが、持ち家民家のうちの4軒に1軒が改修しているんですよ、かかわっているんですよ、こんな事業は全国でもないと思いますよ、申込件数が。だから、これほど大きな経済的な役割を果たしたというのは、私は誇つていいことだと思つています。

そこで今、改めて課長にお聞きするんですけども、個人財産に公的資金を入れるという考え方が、まだ、残っているんですけども、ここの話じゃないですよ、現時点で、どのように考えるのかという点をお伺いしたいと思います。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいと思います。今回の、いわゆる木造耐震診断が始まった経過といえますのは、阪神淡路大震災の関係で倒壊した家屋において圧死者がたくさんふえてきたというふうな実態があつて、国のほうが、このことの是正をするためにはというふうなことで耐震診断事業、あるいは耐震改修事業が出てきたというふうに思っております、このことが、いわゆる個人財産であるけれども、いわゆる国として、やっていかなければならない制度だというふうに認知をされたのかなというふうに思っております。本来は個人の財産かも知りませんが、個人の財産とて、そうやって国民の、いわゆる生命と財産を守っていくというふうなことから、この制度ができたというふうに思っておりますので、私も本来、この個人財産の部分を国が、どう助成していくことについては、すべてオーケーだというふうには思っておりません。それから、今回の町のほうで住宅改修の助成制度をさせていただきましたのも、皆さん、議員さんが与謝野町の仕事づくりの一環だというふうなことで、この制度ができたというふうに思っておりますので、そういうふうな中で今まで国なり、町なりが、そういうふうな制度を活用させていただいたと思っておりますし、私は個人的な意見としては、やはり町は選択と集中、今、町にとって、こういうふうな制度が一番いいんだというふうなことを、やっぱりたくさん助成制度があると思っておりますけれども、その点を含めて、こういうふうな耐震改修だとか、そういった制度ができたんだというふうに思っておりますので、また、そういうふうな、いろんな制度を活用しながら、それが町にあつてプラスになるのかどうかというふうなことを今後も検索をしていきたいというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今の答弁をいただいて、改めて納得をしているというか、共感を覚えています。私は、そういう、課長が答弁したような基本姿勢で、私はいいのではないかというふうに思っています、私はもう1点は、先ほどから課題になっている問題で、まず、前提問題というのは、やっぱり住宅建築ですね、建築物に対する、民間も含めたですけれども、民間、これをどういうとらえ方をするかという問題だと思うんですね。それは、時間もありませんので、そんな論議をするつもりはないんですけども、海外、特にヨーロッパあたりでは住宅建築ですね、こういうものをどう見ているかというところなんですね。かなりいろんな法律も、この間、70年代ぐらいから始まりまして、これが例えばフランスやオランダ、フィンランド、幾つかあるんですけども、要約して言うと、住宅や建築物ですね、これは文化だと、同時に社会的な存在だということをヨーロッパあたりでは一つの社会的な認識の共有ができているということを言っているんでね。これは学者の論文の中から引用なんで、それもいわゆる国の住宅政策にかかわっている、見直しにかかわっている学者がおっしゃっています。

ですから、やっぱりこういう新しい価値観というんですかね、考え方でやっぱりせないかと、例えば、既に、この町でもやっているのはちりめん街道に対する見方ですよね。あれは一つの景観ですよね。明らかに景観に対する認識の発展が起きているんですね。昔でない。これは景観だけじゃなくて、地域の住んでいる皆さんや、交流される皆さんの心のよりどころみたいな部分も新しくつくられてくると、こういう意味合いを持っているのではないかというふうに、私は感じているところです。長く言うつもりはございませんけども、そういう非常に大切な、住宅というのは財産でありますし、ぜひ、やっぱりそういう角度も含めて考えて、その上に立った国への、

80%も90%も金を出せというのは、現実なかなか難しいと思うんですけども、国にやっぱり相応の努力といいますか、本当に国民生活と命を守ると、暮らしを守っていかんなんというなら、もっと大胆にする必要があると。

特に日本の家の場合は、皆さんは最近では聞かないかわかりませんが、ウサギ小屋というて呼ばれましたね、70年代、80年代でも、そういう研究家は言っているわけで、絶対的面積も非常に小さいわけですよ、日本の住宅は。ですから、そういう点でも本当に暮らしを守っていくと、命を守るという意味からすれば、国は大胆な決意を求められているというふうに思います。ですから、ぜひ、それは国に上げていただきたいと、このことをお願いして終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

9 番、家城議員。

9 番（家城 功） 1点だけお聞きいたします。16ページの下から2段目に木崎良子後援会オリンピック応援寄附金の歳出のほうもありまして、ダイハツのほうから300万円いただいて、下山田のほうにということで、数えますとあと、スタートまで50日を切ったのではないかなというふうに思います。

町の名誉町民ということで、議会でも満場一致の中で彼女が与謝野町になってから初めての名誉町民ということで、また、日本の日の丸を背負って地域の代表、また、日本の代表として走られるわけですが、先日、下山田の地区では応援に参加される方の打合会をされましたが、なかなか一緒に行っていた方が少ないんだというようなことも区長さん、言っておられます。この日は操法の競技大会もございますし、また、KTRのイベントもあるような中で、わーくぱるでも応援会場として開設されたりとか、また、下山田、上山田、四辻は各地区で納涼を兼ねた応援の何かを企画されておるとか、いろいろとあるみたいですが、行政としてやっぱり職員の方でも、町長が、もし不可能ならば副町長なり教育長なり、また、三役さんが無理なら職員の方が町長の特命ということで行かれたり、また、ケーブルテレビの職員の方が取材という名目でロンドンまでという思いもあるかもわかりませんが、なかなか我々が、多分生きていって、今後、町内で50年ぐらいの間にオリンピック選手というのは一人出てきていただければいいのかなというぐらいの、大変なことだと私は感じておりますので、もちろん議会でも議長を中心にだれかが応援に行っていたらいいような相談もしていかなあかんのかなとは思いますが、行政として、その辺のお考えはございませんでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今回、木崎さんのためにダイハツ工業株式会社のほうから多額の、そうした寄附金をいただきました。この思いは、できるだけ地元の皆さんで応援を盛り上げていっていただきたい、木崎さんを応援してあげてほしいという、そういう会社の思いから、そういったことがございました。

先ほど言われましたように、町は、その日は、そのほかにもひまわりもございまして、それぞれ職員も総出でかからなければならぬイベントが、もうそこかしこでございまして、今後まだ、ふえる可能性もあるように感じております。そんなこともございまして、できれば、その中でも行けるものに行く、また、本当に応援に行きたいと思われる方が、地域だけではなく、与謝野町全体の中にもあれば、ぜひそういった形で応援をしていただきたいなというふうに思っております。

ます。

だれが行く、どうするということには、まだ、そうした決めはしておりませんが、一人でも多く町民の皆さんの応援をお願いがしたいなというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 町民の方も行っていただければ非常にありがたいんですが、聞いておりますと大体1人40万円ぐらいの費用がかかるのかなというようなこともお聞きしております。また、ちょうど盆の前の週に当たりまして、お墓の掃除だとかも大変な時期にはあると思うんで、なかなか気持ちはあっても行けない人、また、気持ちはあってもお金のない人もおられると思います。

名誉町民ですんで、せめて行政から町長は特命という形で出張扱いになるのがいいのかどうか分からないですけども、もちろん木崎さんの地元の職員さんも大勢おられますし、また、昔から、オリンピックが決まる前から一生懸命木崎さんの応援も含め、取り組んできておられる職員さんも大勢おられます。町長が行って来いという命令を一つ下されれば、その人も気持ちよく行けるような方も、職員の方には何人かおっていただけるのではないかなというふうに感じておりますし、当然、我々議会も、18人の中から議長が行っていただくなり、副議長が行っていただくなり、相談をしながら、ちょっとでも応援をしていく。

やっぱり浴道で一番励みになるのは、やっぱり地元の人の声だというふうに、京都の駅伝大会でも、西原さんが走られても地元の人の声が聞こえて、あと100メートルをもうちょっと頑張って走ろうという気持ちになったとか、そういう思いがやっぱり皆さん持っておられます。ましてやロンドンまで与謝野町の方が、また行かれることによって、彼女にとって、また、それがかなりの励みになって、力になってくれるのではないかなと思っておりますので、ぜひ町長が、もし無理なら、副町長でも教育長でも行っていただくことが一番ありがたいと思いますし、それが不可能なら職員の方に任務として、仕事として行っていただけるようなご配慮がいただきたいと思いますが、再度お聞きいたします。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほども申し上げましたように、それぞれ、その日につきましては、職員もいろいろな役割を担わなければなりませんし、操法大会だって町のCATVがついていくことだってあります。これも与謝野町民のために一生懸命代表して頑張ってくださいわけですから、そうした応援もさせていただきたいというふうに思っております。

大勢の、全世界からあの場所へ集まれる中で、与謝野町から、わずか10人なら10人ぐらいが行きましても、なかなかその応援といいましても、この駅伝みたいに浴道を走られるわけではないですから、相当かたまった形での応援ということが必要になってくるんじゃないかなと思います。

ダイハツ工業のほうでも職員さんが行かれるようにもお聞きしております。我々よりも一人でも多くの一般の町民の方が行っていただく、そのために助成をさせていただくような、そんな使い方を、ぜひしていただければありがたいなというふうに思っております。今の段階で、こうしますということにつきましては、控えさせていただきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 冒頭にも言いましたように、スタートまであと50日を切りました。あしたロン

ドン行ってくれ、わかりましたというわけにはいかんと思います。余裕を持って、できれば副町長なり教育長が行っていただくことが大事だとは、私は思いますが、公務が、どうしても欠けられない公務があるのであれば、課長が全員、すべての事業に、どこかに必ず出なあかんというように私も私はないと思いますし、また職員の方200人もおられて、その各イベントに、それぞれが全部すき間なく入られるということは私はないと思いますので、ぜひ大きな心で、町の職員さんも応援に行っていただけるようなご配慮をしていただきまして、議会のほうでも一生懸命、議長が中心になって取りまとめていただけたと思いますので、操法大会も町の榮譽を背負って戦っていただく一つの協議でありますし、また、オリンピックも名誉町民ということで、町の看板も当然背負って、町旗のほうにも大勢の寄せ書きをしていただいておりますので、それを持って行っていただくことも大事ではないかなと思っておりますので、あと50日を切りました。ぜひ、何らかの配慮がいただけますようお願いしまして、質問を終わります。

議長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

1番、野村議員。

1番（野村生八） それでは、一般会計補正について質問いたします。18ページの有線テレビ管理費について、加悦地域振興課長に質問いたします。

多田議員も質問されましたので、それを受けまして、さらに突っ込んで質問をしたいと思えます。情報の質問をしますと、いつも難し過ぎてわからないと怒られとるわけですが、また、今回もそうなるかわかりませんが、よろしくをお願いします。

有線テレビは、いただいている資料では、さらに若干加入率がふえて84.7%ということで、非常に順調に進んでいる、町民の皆さんに見ていただけているなというふうに思っています。今回、そういう中で、よりよい番組をということで編集システム設置工事費650万円ということに補正予算が出されました。率直に言いますと、非常に高いなというふうに感じております。まず、この問題についてお聞きをいたします。

なぜ、こんなに高いのかなということで、買われる内容の資料もいただきました。なぜこれを買われるのかということは、先ほどの答弁で大体わかりました。そこで、この加悦の有線テレビがどういうコンセプトで運営されているのかということが一つ、今、言いましたことから大事ではないかなというふうに思っていますので、この点をお聞きします。

今回、買われる、この編集機材というのは、今までから使っているもののバージョンアップ、去年の11月ごろにバージョンアップした最新鋭の機材ということですね。これは確かに現在の、こういう編集システムでは世界の最高クラスの一つに当たるというふうに思いますね。そのうちの安いほうの、もちろんあれですけどね。もちろんそうなんですけども、しかし、このシステムそのものは最高クラスだろうと思っています。こういうものを使うとなると、確かに、これだけの金額が要るということは理解ができました。問題は、加悦のケーブルテレビで、先ほど言いましたように、これだけの機材を使う、今、必要があるのかどうかということが問題になってきているんだろうというふうに思うんです。昔であれば問題ではなかったんですが、今は問題になってきているのではないかと。今後どうするのかということが問われてくるだろうと思っています。といいますのは、前から言っていますように、もはや、この編集機材もプロ用と民生用との差が、だんだんなくなってきているわけですね。民生用であれば1割とは言いませんが2割ぐら

いのできるんですね。その内容もかなりの編集ができる、そういうものが出ております。こういう中で、今後も、こういう、いわばプロのテレビ局に納品するためには、こういうものを使わなければ納品ができない。いわゆるデータが、いろんな種類があつて、それ用のデータをつくらうと思つたら民生用では、まだできない部分があります。そういうことであれば必要だというのはわかるんですが、加悦のケーブルテレビで、こういうものを使ったデータでないと映せないという、こういうことはちょっと今、私、理解してないんですね。そういう意味で、今後も、これだけの機材が必要な形で運営をしなければならぬのかどうか、ここが大きな、一つがあると思うんですね。まず大まかな点で、これについては、どのようにお考えでしょうか。

議長（赤松孝一） 森岡加悦地域振興課長。

加悦地域振興課長（森岡克成） お答えをさせていただきたいと思います。今回のノンリニア編集システム、議員おっしゃいますとおりレベル的には、確かに制作会社が使っておられるタイプと全く同じでございます。ただ、これにもおっしゃいましたように、ピンからキリまで、まだまだ上位機種ございまして、今回の機種につきましては、グラスバレーといひまして、アメリカ製の会社でございまして、旧トムソン・カノーブス社という会社の、昔からのしにせ的な、この編集システムでございます。プロの方も使われますし、アマチュアの方も現在は使われております。ただ、今回、これを選ばせていただきましたのは、3年前、この光ファイバーに全部を、全面改修させていただきましたときに、このスタジオの編集設備につきましても、ハイビジョン化を図るといふ意味で、この製品を選んでおります。

なぜ、この製品をということでございますけれども、現在、使っておりますカメラ、非常に小型のカメラでございます。これは多分、定価50万円か、そこらぐらいの非常に安いカメラを使っております。持ち運びができるようにというふうなことで、本来なら、ハイビジョンカメラですと500万円から1,000万円するようなカメラも当然ありますし、三脚自体も100万円、200万円するというのもござります。こういった放送機器、私も余りよくは知りませんが、非常に特殊な製品になっておりまして、非常に高価だろうと私も感じております。ただ、この編集が家庭用と違いますのは、やはり安定性と、それから一度に大量の編集がスムーズにできるというふうなことだと思っておりますし、また、現在の編集システムは、これ単独で編集するのではなくて、サーバーとネットワークの構成、すべての機器が一体化して、どこの編集機からも送出ができるということになっております。また、オンラインの監視も当然ついておりまして、故障箇所が、すぐにわかるというふうなシステムもついております。

また、先ほどもちょっと言い忘れたんですけども、今回の機器につきましては、ウィンドウズのXPから7に変わるということで、XPの補充といひますか、責任期間が一応、もうあと2年で終わるということで、パソコンについてはもう7でないと危険度が高まるというふうなことも言われております。今回は、ちょうどXPから7に、基本OSもかわるということでもありますし、非常に時期的にもいいかなというふうに思っております。また、実際に、この機器を使いますと、現在、使っておりますP2というメモリーカードも自動で、そのまま利用ができるということになっております。つまり、一たん取り込まなくても、そのメモリーカードを差した時点から、仮想空間の中で編集が可能というふうなことで、非常に時間節約もできると、そういった細かいインターフェースとか、機能がたくさんついておりますので、こういった高額なシステムに

なっておるんだろうというふうに感じております。すみません、以上です。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 今、言われたようなシステムであることはお聞きをして、資料をいただいて、大体、理解をしているわけです。例えば、ウィンドウズ7と言われましたが、もう、そうでこれかわると思うんですね。ウィンドウズバージョンが、情報機器というのは、その辺が難しいわけですけれどね。買ったらすぐ古くなるということがありますから。その辺も十分気をつけていただきたいと思いますが、今、言われた安定性、スピード、どこからでも編集できるオンライン監視、こういうことが民生用でもできるようになつとということ、今後、どういうふう運営されるのかということを検討される時代になる。必要性が出てきているのではないかなということ、質問しているんですね。民生用のノンリニアの編集機材が、プロのテレビ局に導入されているわけですよ。民生用のノンリニアの編集システムで、普通の上映している映画をつくっているんですね。それだけで、つくれているんです。少なくとも私たちが市販のやつで撮ってる、HDのやつでテレビ見ても、今、物すごくきれいに見れるように編集ができますよね。それを持ち込んで、テレビに流していただくわけですね。だから、こういう本当のプロの安定したシステムは、一つは必要だと思いますね、当然。一つか二つは。

しかし、すべてを今後も、これでないとやっていけないというのは、もうそろそろ再検討をされる必要があるのではないかと。すべてを民生用でやるということではないけども、一定の部分は、そういう民生用の1けた安い機材、これ非常に使いやすいですから、こういうものを検討される必要があるのではないかとこのように思っているんですが、こういう形で今から続けると、こういう規模の投資をずっと続けていかなんと、今、言われたような形に、どんどん古くなりますからというふうに思っていますが、もう一度お聞きしておきます。

議 長（赤松孝一） 森岡加悦地域振興課長。

加悦地域振興課長（森岡克成） お答えをいたします。今のご提案ですけれども、なかなか私、個人的には難しいというふうに思っております。特に、こういうCATV局で何千という世帯に一斉に送る際に、それぞれ編集機によって画像が変わったり、あるいは、そのほかのテロップですとか、いろんな効果、そういったものが、どうしても制限される部分が出てくると思います。すべてが同じ編集機をそろえなくては、なかなか番組の平均化ということ、レベルを合わせるということが難しいのではないかとこのように感じております。ただ、どこら辺まで、私も民間の民生用の編集機でできるかどうかについては、十分調べておりませんので、調べさせていただきたいというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） こういう民生用のノンリニアの編集機材でつくったデータをテレビ局に納入されていることは普通にあります。それはテレビ局の仕様に合わせてデータをつくって納入すると。編集はできるけども、さっき言いました、かき出しですね、基準に合わせた、これは、いわゆるまだ民生用で難しい面があったりすることはあります。その辺は、ぜひまた、ご検討いただきたいと思っております。

それで、次に、取材スタッフの賃金が出ております。こういう機材以上に、やっぱり大事なのが人材だと思うんですね。副町長が答弁されて、正職員が1名ふやしていただいて、3名体制で

すかね。一方で、たしか雇用対策の予算で2人でしたか、以前、一定期間配置がされて、今、今回1人増ということですが、最近、臨時の方でやめられた方もあるというふうにもお聞きしました。全体として今、正職3名以外に、どういう方が人材としてあるでしょうか。

議 長（赤松孝一） 森岡加悦地域振興課長。

加悦地域振興課長（森岡克成） お答えいたします。今、議員おっしゃられましたように、正職員が3名、それから事務として臨時職員が1名、それから取材、編集スタッフとして臨時職員が4名でございます。合計で8名でございます。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 取材の方がカメラで映像を撮っていく場合も含めて、特に、こういう専門的なシステムで編集される方は、さらにこの専門的な、やっぱり技術が要るわけですね。経験が要るし、そして芸術性、創造性、そういうもんがやっぱり求められるわけですね。そういう意味では特に、このノンリニアの編集というのは、そういう意味では本当にプロになりますからね、これが動かせるということは、そういう方をやっぱりきちっと雇用し続けるということは非常に大事だと思うんですね。こういう臨時という形で1名増分を今回、ノンリニア編集機材をふやすということですけども、私は少なくとも、この4人について、正職員の対応になるような、今後の運営の仕方、考え方、これは持っていないと、その都度変わるということは、ここが。非常にロスが大きいと、この機材以上のロスになるのではないかと思います。そういう点で、課長のお考えと、前回、答弁いただきましたので、副町長についてもお考えをお聞きしておきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 森岡加悦地域振興課長。

加悦地域振興課長（森岡克成） お答えさせていただきたいと思います。今、議員おっしゃいましたとおりに、確かに専門的な分野の能力といいますか、知識が必要になるろうと思っております。今現在、臨時職員さんには、正職員よりも低い賃金ということで、一生懸命お世話になっております。

ただ、私個人的には、もう一つ芸術性といいますか、センスという部分については、ディレクター的な人物といいますか、人が必要ではないかなと、いわゆるすべてカメラマン、編集、今は一人ですべてをやっていただいております。それはなかなか企画から何から全部を一人でやるというのは大変なことであろうと思います。

例えば、絵コンテといいますか、撮影順番までコーディネートできるような職員であり、あるいは一般の方であり、そういったディレクター的な人が育て上げれば、番組もまた、充実ができたり、その人が一本の番組をつくるのではなくて、いろんな番組をつくっていったりすると、カメラマン、あるいは編集マンは編集マンに専念すると、そうすれば技術の習得もしやすいというふうなこともあったり、今、テレビ局が、そういった分業制になっておるのも十分わかるなというふうに思っております。そういった方向もちょっと検討すべきかなというふうに私個人は思っております。

議 長（赤松孝一） 副町長。

副 町 長（堀口卓也） 私からもお答えしたいと思います。皆さんも御存じのようにKYT、正規の職員は3名であります。そして3月いっぱいまでは臨時職員が3名でありまして、3月末で、その3名の臨時職員の方のうちお二人がやめられるということで、4月からに備えて3名の方を新たに雇用いたしました。だから、臨時職員の方は現在は4名でございます。

先ほどご質問があったり、加悦地域振興課長がお答えしてありますように、本当に一人で企画から現場の取材から、編集から、何から何までお世話になっております。3月末でおやめになられまず臨時職員の方にも、大変ご無理を申し上げまして、技術の伝承がスムーズにいきますようにということで、2カ月間、そのお二人の方には、新しい3名の方の指導に入らせていただきました。

それからさらに、ことし入られました3名の方のうち、お二人については、家をあけて、長期の研修になるので、これも大変だと思うんですけども、夏場にNHKの研修、それこそ今、申し上げた企画から、編集から、取材から、音声やとか、インタビューやとか、いろんな勉強を、NHKの、そういう放送センターの中にあるようですけども、5日間、お二人の方には行っていただきます。そういうことで、今、臨時職員の方には、本当に中心になって頑張らせていただいております。

議員お尋ねの臨時職員の方を正職にしてでも、これからKYTの充実といいますか、拡充をというご質問だったと思いますけども、家城議員からも、この間、一般質問でKYTに関して、非常に多くのご提案をいただいています。そういったことも実現しようと思えば、本当にKYTの今の体制でいいのかどうかということについては、これから検討を深める必要があるというふうに思っております。

この間の、私からの一般質問だったと思うんですが、答弁の中で、今のように行政が直接やっける形がいいのかどうか、将来的にも、このような体制が維持できるのかどうか、視聴者の方のいろんな要望にこたえながら、一層充実を図る上で、いつまでも今のような体制でできるのかどうか、現場のほうには加悦の地域振興課をはじめとした関係のところには、部署には将来のKYT、こんな姿であってほしい、それがためには、こんな方法も考えられるということ、先入観を持たずにフラックに一度検討をしてみろということを示しております。すぐに結論が出る問題でもないと思いますし、受け皿の問題やら、あるいは予算の問題やら、考えられますけども、先ほど申し上げましたように、今後、KYTのあり方につきましては、真剣な議論が必要かと思っております。その中で、今、ご提案のありました、臨時職員の方の問題についても、検討をしていかなければならないというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 課長、答弁されたように、ディレクターなりプロデューサーという方が全体を管理されれば、さっき言われた、どの編集機材であっても同じ映像が確保できるというか、そういう問題もあるわけですね。副町長にも前向きなご答弁いただきました。今後ともぜひよりよい映像がつくれるように、あるいは安定した運営ができるように努力いただきたいと思います。終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありますか。

そしたら、ここで休憩をとります。55分まで休憩いたします。

（休憩 午後 2時42分）

（再開 午後 2時55分）

議 長（赤松孝一） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

13番、井田議員。

13番（井田義之） それでは、補正予算の質問を2、3させていただきます。

まず最初に、26ページに染色センターの4万円、修繕費、上がってますね。これの内容をちょっと説明してください。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） お答えします。染色センター管理運営事業ということで、修繕4万円ということでございます。これにつきましては、平成23年度の後半で消防設備点検がございました。その中で消防設備の不備等がございまして、その関係で平成23年度で予算内でおさめます修繕等は行いましたが、一部修繕できずに今回の補正ということで上げさせていただいております。内容につきましては、自動火災報知機の修繕等でございます。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 防災関係で、大事なことだと思いますけども、そこで、課長、いわゆる今きばって多くの皆さんから、町内の企業とか、産業振興とかいう問題が出ております。一応、商工観光課として、染色センターの位置づけ、今後どのような活用で、あれを有効活用というのか、町民の皆さんにとって、またいろいろな企業の振興について、どういふ活用をされようとしておられるのか、お尋ねをいたします。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） お答えします。染色センターにつきましては、現在、染色教室、またマイ着物、浴衣の製作教室、のれんの製作教室等を行っております。また、これにつきましては、一般社会人向けの面が多いですけれども、小学校、また中学校、高等学校の染色体験ということで、ハンカチやTシャツ等の染色なども体験をさせていただいております。

それから、平成23年度におきましては、兵庫県の中学校の体験旅行というんでしょうか、そういうことも誘致をしまして、それぞれの染色体験ですとか、ほかの工芸の体験等を通しまして、そういう学校の教育研修というんでしょうか、そういう施設としても、今後、広く染色センターを活用いただいて、町内はもとより町外の方からも来ていただいて、研修を受けていただきたいというような思いで、私はおります。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 今、課長、言われたように、多くの事業を行われておると、そしてまた、その所長になるんですか、一生懸命にやろうとしておられる。ところが、あそこにちょっと行きますと、特に雪が降ったときなんかは、もう通り道がないんですね、水がたまって。あの状態で、このままでいいのかどうか、私はやはり一定の入り口の整備をして、やっぱり子供たちなり、一般の方々が入りやすいようにする必要があれへんかなというふうに、とにかく雪が降ったときは大変です、あそこへ行こうと思ったら、もう飛び飛びして入らなんだら玄関まで入れんという状態ですね。その辺のところは、課長として、どういふように考えておられるのか、ぜひともいい対処の方法をお願いいたします。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） 議員のおっしゃるとおりでございまして、私も泣いております。これにつきましては、私も2年前に異動してまいりまして、染色センターに何度か行っております。雨の日は水たまりがございまして、また、雪の日は雪だまりで身動きがとれず、凍結もございまして、いろいろとございまして、商工観光課の所管施設ということで、いろいろと試行錯誤をしまして、

染色センターにおります増田技師とも話をしまして、土を盛りましたり、砂利を入れたり、溝を掘って水たまりをなくすというような手だてをしまして、やっておりますけれども、最終的には、できましたら全面舗装をしたいというふうに思いますものでございます。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 今、課長がおっしゃるとおりです。本当に増田君もすごく頑張ってくれております。課長として、今、もう一度、予算要求された経過はあるんですか。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） 予算要求をさせていただきました。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 本当に課長が今、言われたとおり、応急処置ではどないもならない。もう水路から、やっぱり舗装も完璧なもんというのか、そこそこ水路を整備してからやないと、何ぼ土を入れても無駄だと思います。これ、だれにお尋ねしたらええんかわかりませんが、町長に持って行くのが一番いいかわからんですけども、何かいい方法はないでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 予算要求をしたということですが、実情は余りそんなに深く、私自身も知っておりません。おっしゃるように、織物技能訓練センター並びに、この染色センターというものは、我が織物の町としては非常に大事な施設ではないかと思っておりますし、そういった中で技師の、技術者が頑張ってくれてる、そういう施設です。それらのことにつきまして、今まででも峠を越えて染色の教室に通って来られるような熱心な方もあるというふうなこともお聞きしております。もう少し実情をきちっと把握した上で、何とか対処がしていきたいというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） ぜひともよろしくお願いいたします。課長もそういうことですので、よろしく対処のほどをお願いしておきます。

次に、16ページに弁護士の謝礼が52万5,000円、これは臨時議会のときか全員協議会のときか、副町長のほうから途中経過でもあり、今、皆さんの前に公表するわけにはいかないと、次の補正予算で計上するときに改めて質問をしていただきたいということで、私も当時、上の席から申し上げました。現状を副町長のほうから説明をお願いいたします。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 16ページの中ほど少し下に総務費、一般管理費、一般経費で報償費を上げております。この間、申し上げましたように、この係争事案につきましては、4月26日に京都地方裁判所で判決が出まして、控訴期限を過ぎた5月11日に、原告のほうから控訴がないということで、判決が確定したものでございます。また、弁護士謝礼につきましては、顧問弁護士と当町との間で裁判の着手金並びに終結謝金につきまして、基準を交換しております。それに基づいてはじき出した金額が52万5,000円というものでございます。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） ちょっと念を押しておきますけれども、裁判の結果のとおりで、本人からの控訴はなかったということで、これで確定したというふうに理解しておいたらよろしいでしょうか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 原告からの控訴は期限内にありませんでしたし、被告である与謝野町につきましても、異論がない判決でありましたので、これで確定をしたということであります。

議長（赤松孝一） 井田議員。

13番（井田義之） それで弁護士の費用に絡んでもう1点お尋ねするんですけども、あと1本、係争中の部分があると思うんですけども、説明できる範囲で、今どういう状況なのか説明を、できたらお願いいたします。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） ご説明できる範囲のご説明になりますけども、たしか去年からの係争事案でございます。与謝野町は被告として原告から提訴をされております。原告の訴えの要旨なんかはちょっと差し控えさせていただきたいと思います。

この案件につきましても、簡易裁判所の案件ではありませんので、京都地方裁判所で現在、数回にわたって公判、審理が行われております。まだまだ、この案件につきましては、長時間を要するというふうに思っております。十分納得していただけたような内容ではなかったかもしれませんけども、先ほど申し上げました、まだ、数回の公判が開かれただけでありまして、まだお互いの言い分を確認していただいておりますという状況ですので、以上の答弁にさせていただきますと思います。

議長（赤松孝一） 井田議員。

13番（井田義之） この件につきましては、原告のほうから取り下げたとかいうようなうわさもちらっと聞いたことがあったんですけども、本当のうわさですのでわかりません。そういうような事実は一切なかったということでしょうか。ないということですかね、今、続いているということは。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 今、議員がお尋ねになっている案件につきましては、取り下げという話は全然ありませんで、ずっと審理が続いております。この案件については、申し上げたかと思っておりますけども、実はもう1件裁判がございまして、それは、この議場でも最終的に原告が取り下げになったということの報告をさせていただきましたので、そのことを井田議員はおっしゃっているんだと思いますけども、まだ1本残っております。

議長（赤松孝一） 井田議員。

13番（井田義之） ちょっと私も勘違いしとったようなんですけども、もうちょっとプライバシーの関係もありますので、これはもう、この程度で、きょうはとどめておきたいと思っております。

企画財政課長にちょっとお尋ねいたします。今回、6月定例会の補正、私は、以前から申し上げております、いわゆる補正予算、6月の補正については、もう皆無に等しい状態が一番正常ではないかなと、補正予算の場合には緊急性とか、いろいろな意味で、こういう理由は、しっかりとしたものについて補正予算に出していくというのが本来の姿だというふうに、私自身は思っております。そこで、この間、教育委員会の所管ということで、いろいろと話を聞かせていただきました。この補正予算の中でも教育関係の補正予算が結構たくさんあります。教育委員会が、これ緊急性があって、慌てて言われたんでしょうかというお尋ねをいたしましたら、いや当初から予定をしておったのが、なかなか予算に組み入れられなくてした部分もあるんですというような

話でしたけれども、このことは真実でしょうか。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。6月の補正予算につきましては、財政としても、必要なければ計上させていただくということではなくていいかというふうには思っております。聞くところによりますと、例えば、宮津市さんも、この6月の補正予算は組まずにいかれるというふうにもお聞きをしております。したがって、6月は、特に財源もございませんし、必要な場合はやむを得ないわけですが、必要がなければ組ませていただく必要はないというふうに思っております。

ただ、今回は中身を見ていただきましたらおわかりのように、後野公民館ですとか、木崎選手の関係ですとか、必ず必要になるものはございますので、組ませていただいたということがございます。その中で、当初予算に計上ができていなかったものについても、この機会に上げさせていただいたと、教育予算の中で、そういうものもあるんじゃないかと思っております。

議長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） これは、今、私、教育委員会の方からは、そういう話もちらっと耳にしたんで言いましたけれども、教育委員会にかかわらず、いわゆる各種の保険料関係、それから臨時職員の賃金、それから委託料、補助金、この辺は、私は一々、全部聞きませんが、時間もありませんので、私がちらっと見る中で、この分については、当初予算に当然入れるべきではないかなというのも多々あります。やはりその辺のところは、なぜそういう格好で企画財政としてはやらなければならないのか、12月に要望されて、その後ヒアリングされて、いろんな流れてきた経過の中で、当初予算に上げずに、6月にどうしても必要だから上げなければならないということが起きること自身が、私はやはりおかしいんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その点についての見解をお願いいたします。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） 具体的にどれがそうなのか、私はちょっと頭に浮かびません。中には、そういうものがあつたかもしれませんが、今回は、先ほども申し上げましたように、必要があつて、6月補正予算を組ませていただきましたので、それに伴って全体を見渡して、各課から要求を受けて上げさせていただいたもの、それから、さらに次に送ったものがございますので、その中には今、議員が言われますような、最初から当初予算で上げておくべきではなかったかと思われるようなものもあつたかもしれませんが、私としては、今、これが、そうであつたということを思い浮かぶものがございません。各課全般にわたって補正を組まさせていただく中には、そういうものがあつたかもわかりません。

議長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 企画財政課長の言われる部分、正しい部分もあろうと思っておりますけれども、例えば財政調整基金から2,600万円出されて、今回やられておる。これの中でも、私はやはり当初予算の中で目こぼしというのか、これはもうちょっとくれんかなというような部分もあつたかもわかりませんが、当初予算に入れるべき賃金とかは、私はあつたのではないかなということで申し上げておきたいと思っております。

次にいきます。32ページに野田川グラウンドの、先ほど質問が出ました。地籍調査の件が出

ました。あそこで私、気になっておりますのは、台風23号、平成16年にやりました土手の災害復旧、いわゆる3,000万円の代執行です。代執行を行って町が立てかえてやられました。その経過が、今どうなっておるのか、企画財政課長、当時から野田川ですので、覚えておられるかもわかりませんが、要は、その3,000万円に対して、本当の泣き寝入りで何にも、相手の情報をつかめとるかどうかということです。3,000万円はあくまでも立てかえ工事として行いました。だから3,000万円を請求する権利が与謝野町にはあります。財産はすべて与謝野町に引き継いでおりますので、そのことができておるのかどうか。

企画財政課長か太田町長か、どちらかです。よろしくお願いします。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。町民グラウンドの上の土地の法面の崩壊に伴う措置ということでご指摘かと思っております。昨日も、操法大会がございまして、こういうことが、そういえばあったなということで、現場を眺めておりましたが、当時から今に至るまで、その件の進展というものは何らないというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 井田議員。

13番（井田義之） 今の答弁では、私自身は納得は全然できておりません。今、私、突然に、関連で申し上げましたので、きょうは、この程度にとどめます。9月の定例会の決算においては、この件についてしっかりと質問をさせていただくことを予告をさせていただいて、本日の質問を終わります。

議長（赤松孝一） ほかに質疑はございますか。

2番、和田議員。

2番（和田裕之） それでは、一般会計予算につきまして質問させていただきます。まず、20ページのDV被害者等緊急一時避難支援事業、これにつきましてのみ、2点ほどお伺いしたいと思います。

午前中の浪江議員の質問と重複する点があるかも知れませんが、よろしくお願いします。まず、午前中の答弁でもございましたけれども、平成23年度ですか、11件あったというふうにお聞きしとるんですが、内容もさまざまなケースがあるということでした。配偶者からの暴力による被害者や、また、虐待を受けている児童、虐待を受けている高齢者や障害者の方など、いろんなケースがあるというふうに思っております。そういった方々を一時的に避難させるということは、大変重要なことだというふうに思っております。

こういう中で、被害者を一時的に避難させる施設をつくられるということですが、これ場所を特定をされますと、これは何のための避難施設かわからんということになってくるんですが、具体的にどういう、場所を特定されないために、ランダムにかえるだとか、具体的に、どういうふうなことを考えておられるのか、また、保護された後も重要だと思うんです。もし場所がわかったりして、町がかかわって保護されるわけなんで、その後のセキュリティといいますか、安全面についてはどういうふうに考えておられるのか、その点をお聞きしたいと思います。

議長（赤松孝一） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 今、ご質問の件についてお答えをしたいというように思います。この場所につきましては、一時避難の場所です。ここはいろんなケースを考えておまして、町内でありまして、

比較的狭いというようなことがありますので、町外等についても場所を選定していきたいというように思っておりますし、実際にも、そういったとこに避難をしていただく体制を取っております。

先月、5月29日の月曜日だったんですが、これは与謝野町がちょっと音頭をとらせていただいて、2市2町、宮津市、京丹後市、それから伊根町と当町と2市2町で、この担当者、課長、それから担当者、それと京都府が入っていただいて、会議を持っております。この中では、今、議員ご指摘いただきましたように、この避難場所についてお互いに連携をとりながら、わからないとこにかくまおうといいましようか、そういったとこで保護しようという会議を今、進めておる最中ではす。それは当然、京都府のほうにも中に入っていたかなければなりませんので、そういった体制を取ってほしいというようなことも京都府のほうにもお伝えしておりますし、それぞれ市町でも対応をしていきたいというように思います。

それから、保護後の対応についてなんですが、午前中にも浪江議員にお答えしておりましたように、本当にそういった心配というんか、相談内容も複雑になっております。これは、一時的に身体、命が危ぶまれるような場合については、とりあえず警察に行って保護をしていただくというようなこともありますし、また、子供さんがおられましたら、児童相談所にもつないでいかなければならないというようなことがございます。そういったケースによりまして、それぞれつなぐ場所がありますので、そういったケースによって、きちとつないで、連携をとりながら対応をしてまいりたいというように思っております。

議 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） はい、ありがとうございます。2市2町ですか、連携をとっていただいて、また、緊急のときには警察等とも連携を図りながら、適切に実施していただきたいなというふうに思っております。

次なんですけれど、与謝野町のDVの被害者等緊急一時避難支援事業実施要領ということで見せていただいておりますが、この中の第7条の緊急性の確認ですね、これは町長が行われるということで明記されておりますが、この緊急性というか、避難というか、逃げて来られる方というのは、着のみ着のままといいますか、所持金を持たれない、携帯電話を持っておられないというような方がいらっしゃるかとは思いますが、その点のこの対応ですね、例えば、夜間であったり、日曜、祝日、こういった場合に警察に行かれるということもあるかもわからないですけども、役場に来られたときは、どのような対応されるのか。また、役場で対応していただけるのであれば、どこの窓口で対応されるのかという点についてお願いしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） この相談の体制です。まずは、命の危険がある場合については、警察のほうに行っていたきたいというように思うのが大前提です。そういったことで、警察のほうに行っていたきましたら、町のほうにも、そういった連絡が入ってまいります。それから、今、夜間なり日曜、祝日の関係についてなんですけども、このあたりは、先ほど申し上げましたように、お話を聞きするだけではなかなか対応できないというようなことがありますし、また今でも、こういったDVの方の相談があった場合については、一人では担当者、聞いて、それだけで対応しているということにはしておりません。福祉課の中で、チームを組んで相談を聞く方、次の体制を

考える人、児童相談所につなげる人、一時保護をどうしていくかということで、すぐにチームを組んで対応をしていくという体制をとっております。

そういったことがありますので、身体的にすぐに命にかかわる場合については警察、そして少し余裕がある場合については京都府、警察等々連携ができるように、そういった平日の執務時間中が一番相談対応、また、今後の対応についても、きちっとさせていただきますので、そのあたりはお願いしたいというように思います。

それから、着のみ着のまま来られるような場合については、福祉課としましては、そういったお金が、この要項に書かせていただいておりますように、一時的な宿泊費でありますとか、食費等については対応できるように、土曜日、日曜日についても対応できるような体制をとっておりますので、そのあたりは、そういった休日等についても対応はさせていただきますけれども、今後の体制、そして、チームをつくっての体制いう点からいえば、平日執務時間中が一番きちっと対応させていただけるものというように思っております。

議 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） ありがとうございます。こういう支援ができたということを住民の皆さんに知っていただく面でも、確認の意味でちょっと質問させていただいたんですが、命の危険がある場合ですね、これは警察へ行っていただいたら、時間的な余裕があるということは福祉課のほうでチームを組んで対応していただくというふうに理解をさせていただきました。

そして、実施に当たって、要綱のほうにも書いてます守秘義務、第9条ですかね。この要支援者の個人情報漏れないようにということで明記されておりますが、これが、本人さんがどこに逃げられたかということが当事者というか、被害を、奥さんが受けられとるとすればご主人になるんですかね、そういった場合に問い合わせがあったとしたときに、これはどういう対応をされるのかという点をお聞きしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） この相談に来ていただいた場合については福祉課、かかわらせていただいたもの以外については、特にこういった相談があったとかというようなことは話しません。ただ、小学校でありますとか中学校、義務教育の方が中に入っておられた場合については、当然、そういった関連する課とも調整をしていかなければなりませんけれども、そういったことは、本来、こういった相談があったこと自体が、職員が知るということはありませんので、そういった問い合わせがあっても、恐らく答えられないというように思っております。

それから、もう1点、こういった場合で保護をしていただいて、一時的に、そこへ避難していただいたような場合につきましては、先ほど申しあげましたように、京都府や警察等ともきっちり連絡をとって、特に警察については夜間の巡回を含めてきちっと対応をしていただける体制づくりもしておりますので、そのあたりは福祉課のほうについても、夜間を含め、休日等についてもそういった連携体制ができてるとということについては、ちょっと安心をしているところでございます。

議 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） 役場の職員の方が、うちの嫁はどこに行ったんだというて、どこどこ行かれてますということはずないというふうに理解させてもらっておるんで、その点は安心をいたしました。

た。

先ほどもおっしゃいましたように、第8条にも書いてます、例えば丹後保健所ですね、例えば、これ生活保護を受けられる場合だと思うんですが、今後、そういう連携をしていく中で、この間の一般質問でも申しましたように、例えば生活保護を受けるときには、扶養者というか、扶養ができる方に調査というか、ケースワーカーの方がされると思うんですが、その中で居場所がわかったとかいうて、この間、記事にあったと思うんですけども、そういう中で情報が漏れて居場所がわかってしまったというのが、これほかの県ですけれども、そういうような事例もありますんで、ぜひとも慎重に対応していただきたいなというふうにお願いをしまして、質問を終わります。

議長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

10番、山添議員。

- 10番（山添藤真） それでは、一般会計補正予算について、何点かご質問させていただきたいというふうに思います。それでは、まず18ページの丹後建国1300年記念事業実行委員会、24万円の予算が計上されておりますが、プラスこの実施計画を配付していただきました。この中に事業アイデア案といたしまして、大同窓会プロジェクトというふうなものが上げてあるわけですが、もちろんこれはまだ、企画の段階でありまして、詳細については、まだ決定はしていないというふうに思います。仮に、この大同窓会プロジェクトが行われるとしたのならば、当町といたしましては、どのような体制で、この事業の管理をされていかれるのか、もし議論がありましたら、その議論をご紹介していただきたいというふうに思います。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。今、そこまで突っ込んで議論はいたしておりません。一応、何らかの案を、ここに記載をしたということであって、これをそのまま実行に移すか、移さないかも、今後、実行委員会等の中で議論されていくだろうというふうに思っております。

今回、来年に向けての取り組みにつきましては、先ほども答弁させていただきましたように、舞鶴市を含む丹後の3市2町の範囲で行政、あるいは文化協会、商工会、その他実行委員会を組織して、これから検討していくわけですが、特にコンサルにも入っていただいております。そういった中から、こういったアイデアが、たまたま出てきているというものであって、まだまだたたき台の段階で、これどうやっていくか、その辺は、まだ決まっております。まだ、企画そのものを、ことしじっくり、来年に向けて行っていくということですので、これはあくまで案ということで、ご了解がいただきたいと思います。

議長（赤松孝一） 山添議員。

- 10番（山添藤真） 現状では、まだ企画を、これから進めていくという中でご答弁をいただきました。この目的にも上げられているように、丹後地域から外へ出て行った多くの人を2013年に大同窓会プロジェクトとして呼び込むと、こういった目的が掲げられているんですが、この件に関しましては、私が、この議場に入らせていただいたときから割と提案というか、進言を申し上げてきたこととかぶってくる部分があり、このような、大同窓会プロジェクトが、このように案としてでも上げられていることに対しては、私すごくうれしいなというふうに思っております。ぜひ、このプロジェクトは進めていっていただきたいというふうに思いましたので、取り上げさせ

ていただきました。

それでは、次に移りたいというふうに思うんですが、同じく18ページの財産管理費一般経費、梅谷会館解体撤去工事費で1,300万円の予算が計上されているんですけども、この事業に関して、もう少し詳細なるご説明をいただきたいというふうに思います。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 山添議員のご質問にお答えしたいと思います。梅谷会館の解体撤去工事費ということでございます。梅谷会館につきましては、現在、梅谷地区が、その会館を無償貸与しておりまして、地区の方がご利用していただいております。もう老朽化によりまして、大変危ない状況になっております、建物自体が。そうしたことによりまして、梅谷会館を解体して撤去をしていくといったことでございます。

今後につきましては、梅谷地区で新たに会館を新築されるといったことございまして、そういったことで解体させていただくといったものでございます。

議長（赤松孝一） 山添議員。

10番（山添藤真） このように会館解体撤去事業ということで1,300万円という、割と私から見れば多額の予算を計上されているように思うんですけども、この財源の内訳というか、財源については、どのようなものなのかお聞きいたします。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 解体撤去につきましては一般財源といったことございまして、特に補助がないということが、大変痛いんですけども、一般財源で対応しているということでございます。

議長（赤松孝一） 山添議員。

10番（山添藤真） この会館を撤去されるという判断をされるには何かしらの根拠であったり、理由があったというふうに思いますが、その理由といたしまして、先ほど老朽化が進んでいるというようなお話でした。その解体をしていく根拠、例えば何かの条例に基づいてであったり、何かの計画に基づいてというようなものがあればご紹介いただきたいというふうに思います。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） この前身を申し上げますと、この梅谷会館といいますのは、ご承知のとおり労働セツルメントということで、京都府の施設でした。それを無償譲渡したという経緯がございます。今回は梅谷会館、ごらんいただいたらいいんですけども、大変危険な状態になった。地区の方が新築をしたいといったことがございます。そうしたことの熱意というものもございます。新築をするといったことが大きな要素になりますし、それから、うちは京都府から譲渡をしていただきまして、うちの財産ということになります。大変危険な状態ですので、それはもう利用がなかなかできないような危険な状況にあるといったことございまして、これはもう解体していかなければ大変なことになるといったことが会館を撤去する理由といったことございまして。

議長（赤松孝一） 山添議員。

10番（山添藤真） 町内には、このような解体をしなければいけないのかもしれないといったような物件というのは、まだ、もしかしたらあるのかなというふうに思うんですけども、このあたりの現状把握については、どのような整理をされていますでしょうか。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 今、ご質問がございましたのは町の財産としてということでございますね。ここほどの危険度は、なかなかほかの施設でもないと思います。そういった、ちょっと危ないなというところには一定、補修をさせていただいて、そういう対応をしております。

今後、そういった施設も数年後には、やはり解体が必要になってくると思われるような施設がございますけども、中に柱を入れたり、添え木をしたりして、一応、壊れるところまで至らないような措置はしている施設はあります。

議長（赤松孝一） 山添議員。

10番（山添藤真） そのような施設を、例えば解体であったりとか撤去していくような際には、何かしら根拠条例というか、根拠となる理由を持たれるというふうに思うんですけども、多分、条例とまでは、全然いかないと思いますけど、そういった理由を持たれるかというふうに思うんですけども、その理由といたしましては、老朽化をして、これは撤去しなければいけないよというような判断を理事者のほうでされた上で、計画的に進行されるという理解でよろしいですか。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 施設につきましては、それぞれ目的があって施設を持っております。その利用目的の関係もございます。それから、老朽化をいたしておりますけども、これは修繕の方法をとって、持ちこたえられるものなら、そのほうが経済的にもいいということの判断も出てくると思います。

それから、全然、補強なんかをしても、その経費が、もうそんなことを考えるんなら解体したらいと、だけど、その目的として利用しております用途がございます。そういったものとも考えながらですけども、もう危ないということになれば、やはりいずれの用途にかかわらず、解体なり撤去をしていかなければ、これは当然ならないというふうに考えております。

10番（山添藤真） 終わります。

議長（赤松孝一） ほかにございますか。

5番、塩見議員。

5番（塩見 晋） それでは、一般会計の補正1号について、若干の質問をさせていただきます。

まず、最初に28ページ、所管の委員会のことなんですが、教育推進課の学校管理費の中のプレイグラウンドの芝生化というのが補正で上がってきまして、以前、一般質問で、校庭の芝生化をとかいうようなことを質問したことがあったんですが、そのときは余り前向きなお考えは聞けなかったんですが、今回、育友会の方がですか、お骨折りで、何かできるというふうなことを少し聞いたんですが、この芝生化をすることになった経過ということについて、まず、お伺いしたいと思います。

議長（赤松孝一） 小池教育推進課長。

教育推進課長（小池信助） 議員のご質問にお答えさせていただきます。今、経過ということですけども、これは岩滝小学校のプレイグラウンドというんですか、低学年の遊び場的な多目的広場になつておりますけども、そこの芝生化をするというものなんですけども、その経過につきましては、ちょっと詳しくは存じておりません。ただ、今回の補正につきましては、これをPTAの事業として取り組んでいただけるということになりまして、その分、こうした整理をさせていただいたというものでございます。よろしく申し上げます。

議長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 私のほうからちょっと補足させていただきます。委員会の質問の中で、岩滝小学校の、どの部分だということをおっしゃられまして、そして議員、直接、学校へ尋ねて行かれまして確認してもらったとおり、あその、今、言ったようにプレイグラウンドは、1段高くなっておりまして、そのためにほこり等が発生し、そして、先ほど予算の中にありましたけど、渡り廊下等、あれも低いのですので、そうしたところへ砂がどンドン来る。

それから、もう一つ、教室棟を越えますと、御存じのとおり、あそこに給食棟がございます。そうした関係で、やはりあそこを、そういう土ぼこり等がたたないようにするという、そういう意味合いがありました。学校のほうから芝生をとという話もありましたけれど、ちょっとということで、ちょっとためらっているところへPTAのほうが急遽、そういう芝が手に入るということがあるから実施したいという話になったわけでございます。

以前、議員が一般質問で校庭の芝生化を出されましたけれど、そのグラウンドとはちょっと趣旨が違ったところがございますので、以前、グラウンドの芝生化については、教育委員会が今のところ考えてないというようなことにつきましては、基本的に変わっておりません。以上です。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 確かに、僕はグラウンド全般じゃなくて、一部でも、そういうことができたらしいうことを、そのときはたしか言ったと思います。お聞きしましたら、6月10日に育友会と、いわゆる鳥取方式の芝生を既に10日に植える予定だということ、僕、お聞きしまして、その後は、そこには行ってないんですけども、一般質問で砂が舞うということは、たしか指摘をしたうちだと思います。

そのときに町長は、子供たちは、はだしで砂の上を走り回るのがいいんだというふうなことをちょっとおっしゃいました。特別にあそこは走る回るところじゃないと思うんですが、低学年の教室が向かい合わせにあって、その間の広場で、特に低学年の1、2年生の生徒たちが休み時間に、いろいろとそこに出て遊んでいるというふうなことを聞きました。そういう部分で、私の言っていたことは、いくばくかは通じたのかなとは勝手に思っておるんですけども、そういうことになったことについて、町長はどのように思われますか。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） とてもいいことだというふうに思っております。学校とそして保護者というか、PTAの方たちの、そういう思いが具体的に子供たちの学校の環境の中でいいふうに行くわけですから、それについて何ら文句を言う筋合いのものでもないですし、むしろ自分たちの力でやっというふうなことについては、本当に大いに結構なことだというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 与謝野町にとって、最初の例だと思いますんで、できれば、また、次々とできていけばいいと、私は思っているんですが。

ただ、芝生化をすることによって、今から芝が根づいて、だんだん生えてきて、芝生の管理ということをやらなくてはならない状況になってきます。そういう部分は今、どのように計画をされているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

議長（赤松孝一） 小池教育推進課長。

教育推進課長（小池信助） 議員のご質問にお答えいたします。先ほどは、ちょっと質問がなかったんで

説明させていただきませんでしたでしたが、今回の整理によりまして、PTAでお世話になるということで、本来、当初では芝生の苗を予算化させていただいておりました。その分、原材料費として36万8,000円を減額させていただいております。そのかわりといつては何ですけども、PTAさんのたつてのお願いということで、これから細かく丁寧な管理をしていくということで、芝刈り機を購入してほしいということがありましたので、今回、庁用器具費としまして25万円を計上させていただいたということでございます。何とぞよろしくお願いいたします。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 委員会の中では、芝刈り機についてはシーサイドにもあって、軽トラでも運べるというふうに聞いてましたんで、そういうものが利用できないかということも、僕のほうから、委員会の中では言いましたけども、その後ですね、どうも、今度、植えられた場所に、その機械がどうも不向きなような感じが、ちょっと聞いたんで、やっぱり新しい機械を買われるんだろうと思うんですが、その値段について、見せてもらった資料では20数万円でしたけども、現実にはもう少し安く入るんじゃないんですか。それはまだ、入札をかけてみるとわからんということですか。

必要な機材はやっぱり必要です。それからもう一つ、一番心配しているのは、芝が生えてくると、あそこは、さくがなかったんで、周りに。特に犬、猫が入って来て、ふんをこいたり、それから虫は上から飛んでくるんで、害虫はしゃあないんですけども、いろんな面で、砂以上に細心の管理をしていかんと、やっぱり子供たちにとって、かえってマイナスになるという部分が出てきますので、そこら辺はぜひ、十二分に検討をして子供たちが、ばばちいもんを踏んだりせんようなことも対応をしていただきたいと、このように思っていますが、いかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 小池教育推進課長。

教育推進課長（小池信助） お答えいたします。まさしくそのとおりで、PTAの取り組みということをお願いしておりますし、PTAと学校と、教育の一環として、そういったことが取り組めたらなというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） それから、恐らく思った以上に水道の料金が、水道で水をまくと言うておられましたので、水道水を使って、相当要るようになるんじゃないかなというふうにちょっと懸念をしておりますけども、まあそれは置いとしまして。いい試みなんで、ぜひ成功させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、同じ所管の委員会なんですが、地区公民館整備事業、追加補正1,625万3,000円ですか。後野の公民館の新築について、かなり高額な補正が出てまして、この点について、委員会で説明は一応受けたんですが、いま一度、もう少し説明をお願いしたいと思えます。

議 長（赤松孝一） 小池教育推進課長。

教育推進課長（小池信助） 議員のご質問にお答えいたします。常任委員会でも説明はさせていただいたところなんですけども、今回、後野公民館の工事、建築部分としまして、大幅な予算を追加補正をさせていただくものでございます。

これは、昨年度から事業に入っておるわけですけども、当初から地区のほうと協議の中で、公

民館の事業につきましては、基本的に町3分の2、それから地元が3分の1の負担を持つというルールがありまして、それに従って進めてきたわけですが、その事業費の中には、用地購入費と用地造成費、それと今回の建築部分ということなんですが、平成23年度におきまして、用地購入なり造成につきましては、してきたわけですが、それが終わった段階で非常に厳しい建築費用、残りということになるんですけども、その時点で約4,400万円ぐらいが建築費用でやっていかんなんということなんですけども、非常にほかの公民館と比べましても、この前の実績からいいますと、非常に厳しいことでありまして、地元とも、その面では、例えばエアコンが整備されなんだり、それから駐車場が整備できなんだりというようなこともあり得るというようなことで、どうですかねという話し合いもさせていただき中で、それでも仕方ないというようなことではあったんですが、実際に実施設計をさせていただいた中で、余りにも乖離をしておいたということがございます。

その点につきましては、地元としては一定2,000万円という、その地元負担金を追加することはできないということがあったわけではありますが、町のほうといたしましても、その辺、やはりどうにもならないというようなことも、やっぱり申し上げるべきであったなというふうに、今は反省させていただいております。それは真摯に申しわけなく、おわびせんなんことだと思っております。実施設計の経過がわかってきた段階で、地元の関係者の方を寄っていただきまして、十分に状況を説明させていただき、また、理解をさせていただき中で、やはり新しい公民館を建てるわけですから、安全面とか、そういった面、十分なやっぱり配慮をするべきだということ、実施設計どおり何とかお願いしたいと、あとの分については、まだ、これから入札もするわけなんで、どういう形になるかわかりませんが、何とか地元負担金についても調整しますということで、今回、行政といたしましても、これだけの追加をお世話になったということでございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） ありがとうございます。地域にとって公民館というのは非常に大切なもので、今まで、ふだんの努力や、いろんな面をしながら、その地域の方は建設に向けて一生懸命やられて、何とかという思いでしてこられたということは、十二分に理解をしているわけですが、ただ、先ほど課長も言われましたけども、そういう中でやっぱり負担はしていただきますけども、最終的には、この公民館は町のものになるわけです。町の財産ということですね。そうすると、やはり町としては最初から最低、これだけの設備はやってもらわんと、そこまでを覚悟してやってもらわんと困るんすということ強く、やっぱりこちら側から、行政のほうから提案することとは大事だったなと思うんです。

それがなぜできなかったかなということを振り返ってみますと、やっぱり何とかつくりたいという熱意に、何とか応じようという行政側があったと思うんですが、そういうことに今後ならないようにするためには、やっぱり公民館としては、やっぱりこういうところは最低限必要な設備で、必要な装備なんだということ、駐車場にしても、ある程度何台ぐらいというふうな、そういうことはある程度決めて、こちらが持つておれば、もう少し最初の段階から、そういうことがはっきり話ができて、地域の方も、やれやれこれできるとおきながら、いやまだ追加が要るんだということが起きずに済んだかなというふうに思うんですが、その点はいかがでしょ

うか。

議 長（赤松孝一） 小池教育推進課長。

教育推進課長（小池信助） お答えさせていただきます。ごもっもの話なんですけども、今後の課題として十分に、こういったことが起きないように検討したいというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） ぜひ、町で統一した整備とか、設備の基準をつくっておけばなというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

それから、18ページの、先ほど山添議員が質問された梅谷会館の解体撤去工事についてですが、これは今は、この建物、土地すべて町のもので、それで町で解体するということだと思っておりますが、提案説明の中で新築するのに3分の2の町の補助で建てるということ、たしかおっしゃったように記録はしておるんですけども、今後の、そういう計画がどういうふうになっているのか、もう少し具体的なことがわかれば教えていただきたいと、このように思います。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。今回、6月補正には、町の財産でございますので、町が取り壊すとして、取り壊し工事のみを計上させていただきます。これについては町が責任を持って行っていくということでございます。

それで、梅谷地区さんと調整をさせていただいております中では、今年度いっぱいまでかけて建築工事をしていきたいというふうにお考えでございまして、その関係で企画財政課のほうの自治振興補助金の活用も含めまして、ご相談に乗らせていただきました。できましたら、9月の補正予算の際に、これらのかかる事業に対する補助金を交付させていただく形をとらせていただいて、今の予定としましては、10月から建築工事に着工をされるような運びで今のところ調整させていただいております。

したがいまして、9月じゅうぐらいに今の建物及びその周辺の取り壊しを終わらせていただこうと、こういう考え方をいたしております。建築に当たりましては、かかる事業費の3分2を補助をさせていただくことで、話を進めておりまして、その財源としては、既に宝くじの助成金1,500万円が、既に内示が来ております。これも含めまして、9月の補正予算の際に、町がこの1,500万円を収入して地元で3分2を補助させていただく、そういう形の補正予算を組ませていただく予定で、現在のところあります。まだ、この間ずっと新しく建てる建物の事業費、それから、内容に調整を図って、地元でおられましたので、今回は、そこまでの予算は計上せずに、10月から着工であれば、9月でも間に合うので、こういった形をとらせていただいたという経過でございます。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） ありがとうございます。9月の補正に、また出されるということで、そのときにお伺いしてもいいんですが、聞きかけたついでですので、今お聞きしますが、それでは金額は別として、その3分の2町が補助を出す。その建てられた建物の所有の帰属というのは、どこになるのでしょうか。

議 長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 今、浪江課長からは新築にかかわる自治振興補助金の関係がございましたので申し

上げました。当然、梅谷地区の会館でございます。当然、地元の建物として、いわゆる町の財産ではなくなるという考え方をいたしております。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） そうしますと、梅谷地区は地縁の組織になっておられるということですか、今、既にもう。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。地縁法人の認可の手続につきましては、本年4月に完了をしておられるということでございます。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） はい、わかりました。地縁の組織であれば財産も持てるということで、その建物の帰属が地区になるということで、それでは今後、こういう地域の会館について、いろいろと古くなっているところもあると思います。今後も3分の2の補助が受けられるという、どこの会館でも、そういう形に思っていたらよろしいのでしょうか。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。基本的には、今回の梅谷会館の例のようにさせていただくべきというふうに思っております。ただ、今回、宝くじの助成金が1,500万円、採択をされました。これは、まだ計上させていただいていなかったのは、採択待ちで予算化しようという思いがございましたので、当初予算にも上げていなかったということでございますが、建てられようとする地区とのご相談で、やはり町も3分の2を出ささせていただく以上は、それなりの財源が、やはりありませんと、非常に苦しいと、財政的にも苦しいということがございますので、早目にご相談をかけていただいて、そういったかかる財源についての手だてを、できるだけとった上で、そのような形にさせていただく、こういうことが、ぜひお願いもしていかなきゃならないかなというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 耐震が、とてもできてないような会館もいっぱいありますんで、今後、そういう要望が地元から出ましたら、いろんな財政の問題もあると思いますが、今の条件で、ほかの会館も建てかえていけるようになったらなというふうに思いますので、ぜひそういう努力をしていただきたいと、このように思います。ありがとうございました。質問を終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第72号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第72号 平成24年度与謝野町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで20分まで休憩します。4時20分まで休憩いたします。

（休憩 午後 4時09分）

（再開 午後 4時20分）

議長（赤松孝一） 休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

次に、日程第8 議案第73号 統合簡水加悦上水道加悦中継ポンプ場新設（その2）工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

13番、井田議員。

13番（井田義之） それでは、議案第73号について一つ、二つ質問したいと思います。工事の内容については、私もよくわかりませんし、専門家の方がやられるんで間違いないだろうというふうに思いますが、入札の状況についてお尋ねをしたいと思います。

入札参加業者が3者であります。3者ということについては、本来なら、やはり5者以上というのが一応、一定の方向ではないかなというふうに思うんですが、3者で入札をされた理由と、それから、3者の入札状況、いわゆる一般的なくじ引きであったのか、それとも、そうでなしに桐田機工さんが、いわゆる最低価格ということでやられたのか、その辺についての明細が出ておりませんので、それについてお尋ねをしたいと思います。

水道課長なのか、入札担当者の堀口副町長なのか、どちらでも結構ですので、よろしく願います。

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） 井田議員のご質問にお答えいたします。まず、本件につきましては、今ご指摘がございましたように、3者で入札をさせていただいております。この3者になりました理由といたしましてですが、従来は、あと2者ほど加えまして5者ほどでやっておりましたが、ここ何年間、あとの2者につきましては、入札に参加されないと、ずっと辞退が続いておりました。したがって、何年も辞退をされておりますので、この2者につきましては指名をしないというような形で、残った3者になっているわけがございます。どういう状況だったということですが、これにつきましては、本件契約者の桐田機工株式会社が最低制限価格にて落札をしているということがございます。

13番（井田義之） あとは、あとの金額は、どれくらい違うか、大ざっぱに。

水道課長（吉田達雄） 2番目の応札者が5, 579万円、3番目の応札者が5, 614万円という状況でございました。

13番（井田義之） どっちが、2番、3番。

水道課長（吉田達雄） 第2番目が朝日企業（株）、第3番目が（株）大同電機製作所でございます。

議長（赤松孝一） 井田議員。

13番（井田義之） 今、水道課長から、そういう報告がありました。堀口副町長、一応5者に、従来はやっておったのが3者になったということで、一応、そういう状況というのを打破をするため

というたら御弊がありますけれども、やはり5者ぐらいは、こういう時期ですので、応札があるような業者を指名されたらどうかと思うんですけれども、私も業者の内容については細かいことはわかりませんが、そういうふうなことは考えられたというのか、協議をされた経過はないのかどうか、お願いをいたします。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） お答えしたいと思います。確かに井田議員おっしゃいますように、与謝野町の場合は5者以上を、基本的に原則にしております。ただ、この間、特殊工事なんかにあっては、一部4者であった場合もあります。ただ、おおむね5者という、8割、4者で、おおむね5割をクリアしておるということで4者であった事例もありますが、それで、先ほど水道課長がお答えしましたように、以前は5者でやっておりました。この間、長期間にわたって、そのうち2者は辞退を、繰り返し辞退をされておりましたので、一定、考え方も確認する中で3者で、現在の状況で入札を続けておるわけです。これは条件つき一般競争入札ということではなくて、議案資料に書かせていただいていますように、発注者である町が業者指名をしております。いわゆる指名競争入札という形をとっております。

業者の指名の基準なんですけども、一定、この程度の工事ができる業者、非常にたくさんおられます。その中で一定の絞り込みをして、5者で、この間はやってきたわけなんですけども、議員が言われますように、じゃあと2者、一定基準の中から絞り込んで5者の形がとれないかというお話なんですけども、あと2者をふやそうと思いますと、こういった条件を満たしている業者、非常にたくさんおられますので、どういった基準をかぶせて、あと2者を絞り込むのかというのが非常に厳しい状況、非常に難しい状況があります。この間、指名委員会の中でも確かに3者のままでは、やっぱりおおむね5者、あるいは5者を追求すべきであろうということで、検討した経過はあるんですけども、なかなか絞り込みに当たって数十者という範囲になってしまいますので、その中で、あと2者を選定するというのは非常に困難な作業でありました。そういうことで、今の3者で、この間は入札を執行しておるといのが実態でございます。

すみません。そういう中で旧町の、旧3町の実績なんかも踏まえまして、今の3者でやっているというのが今の状況でございます。

議長（赤松孝一） 井田議員。

13番（井田義之） これ副町長なのか、どちらでも結構やと思うんですけれども、こういう電装設備の、いわゆる指名願ですね、今、副町長かなりありそうに言われました。指名願を与謝野町に出しておる業者、この3者のほかに、2者は常に辞退されて応札されなかったから、もう指名から外したということなんですけど、そのほかに指名願を出しておられる、うちはやりたいんだという業者が何者あるのか。その点をお尋ねいたします。

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。先ほど副町長が申しあげました点につきまして、まずちょっと若干補足をさせていただきたいと思います。今、何者、指名願が上がっている業者があるかということなんですけども、数としましては、正式にはちょっと、私、記憶しておりませんが、選定をするに当たって一度条件を絞って拾い上げた経過がございまして、そのときには40者ほどありました。

したがって、この40者すべてに対してということにはいきませんので、一つ一つを、要は、私どもの計装盤をやる業者なのかどうかという判断が、正直申し上げまして指名願だけでは判断し切れないというようなことがございまして、その40者ほどある会社を絞り込むことができなかったというのが正直なところでございます。

したがって、どういうふうに、じゃあ絞ったのかということにつきましては、先ほど副町長申し上げましたように、旧町時代から含めまして、実績があった業者ということで、5者を絞り込ませていただいていたというようなことでございます。

議長（赤松孝一） 井田議員。

- 13番（井田義之） それぞれの、どういうんか水道課でも、いろいろとやられたというのか、審査をされているんだろうと思うんですけども、私はほかにも、これくらいの工事ならできる業者があるというふうに思うんです。例えば、今、調査をされたという状態の中で、その40者のうち、例えば25者なら25者でもよろしい。どこの実績が、どういう工事の実績があるというようなことを調べられて、そして与謝野町の、この工事にはちょっと不向きかなというような判断をされたのか、それとも水道課の中で指名願の利益等もチェックをされながら、その状態の中で、もうこの業者については、うちは指名しないということを指名委員会で決定されたのか、その点については、どういう状況だったのかお尋ねいたします。

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。先ほど、その絞り込みの際に調査をいたしましたと言いましたけれども、指名願の中に添付してあります、その会社の実績調書ですね、それを拾わせていただいています。ただ、これにつきましては計装盤と思える工事名が随分ございまして、果たして、我々が思うところの計装盤の工事に、その工事名が合ってるのかどうかという判断がつかなかったというのがあるんです。私のほうとしては、あくまでも、今回だったら中継ポンプ場ですので、こういうふうに水が入ってきて、これをここで薬注して、ためて、送水ポンプで送る、その信号はどうなる、そういった形の一連のフローですね、流れを業者にお示しをして、仕様書という形でお示しをして、それをいわゆる電気に置きかえた形での図面を製作していただいて、その上で制御盤をつくっていただくということが本来ですので、その部分ができる業者なのか、できない業者なのか、その実績の調書でもってあらわれている工事名だけでは判断ができないということがございましたので、やむなく旧町からの実績に頼らざるを得なかったということでございます。

議長（赤松孝一） 井田議員。

- 13番（井田義之） 議長のお許しを得たんですけれど、この議案第74号にちょっとまたがるような質問もするかもわかりません。といいますのは、この議案第74号については地元の五つの業者が入って、一つの業者が落札されて、あと4業者は外れとるわけですね。これは恐らく、私の想像では、くじ引きをされたんやないかなというふうに思います。

これ間違っておったら入札で、どれくらいであったということは言うただけならありがたいですけども、そういう状況の、今の与謝野町の入札状況の中で、この計装設備だけは5者入れてとったやつが、2者がもう応札に参加しなくなったということは、入札に札を入れても、入札をしても、いただけない確率が余りにも高過ぎると、もう応札する必要がないということの判断をされたんではないかということ、私自身は危惧をしとるから、そういうあとの業者はどう

なんでしょうということを聞いておるということです。

そういう点については、一応、担当者なり指名委員会の中では危惧をされてないのかどうか、特定の業者が取られるというあたりに危惧をされてないのかどうかという点をお尋ねをしたいと思えます。

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。あくまでも、これは公正な入札のもとで行っておりますので、どういう力が働いてとか、そういう形については、私どものほうは承知しておりますし、結果として1者が毎回のように入札をしてということをご指摘なんだろうと思いますが、あくまでも、私どものほうの推測ではございますが、やはりこういった計装盤につきましては、後の維持管理の部分につきましても重要になってまいります。そうした場合には、どれだけ私ども発注者側がお願いをしたときに、迅速に対応していただけるかというようなことが当然、業者側さん側のほうにおきましても、戦略的にあると思えます。

そういった意味においては、取りたくても取れないのではなくて、むしろ取ったとしても、後の対応に、その業者がついていけないというか、そういうようなことが頭に働いておって、一番戦略的に有利と思われる業者が入札をしているのではないかというふうには、これはあくまでも私どものほうの推測でございます。ただ、そういったことで、たまたま同じ業者になりましても、入札につきましては、あくまでも公正にやっておりますので、いたし方がないんじゃないかなというふうには思っております。

議長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） これは、私の考え方と行政のほうの考え方と若干差がありますので、恐らく平行線だろうというふうに思います。これは、この辺で質問をとめます。

あと1点、前から私は、例えば、この電気計装設備においても、地元業者でも十分できる内容の部分がある、この中にあると、工事の内容の中に。だから、地元業者を育成する意味において、JVを組んで、地元業者を、しっぼにつけると言うたらしかられるけども、とりあえず地元業者とJVを組んでやって、例えば、メンテのときに地元業者も、少々のことならメンテができるんだというぐらいのことは、地元業者を育成しなければならないのではないかということはずっと言い続けてきました。だけど、いまだにJVを組むという方向は出ておりませんが、そういう点については協議をされたのかどうか、もう全然その気がないのかどうか、その点、ちょっとお尋ねをしておきます。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 指名委員会の中では、そういった話は当然のことながらしております。ただ、こういったことを申し上げますと失礼な言い方になるかもしれませんが、ほかの業種の場合でも、その程度のことは、自分たちでもできるというお話は、確かに聞きするんですけども、指名委員会ですら議論する中では発注者である町は、そういう判断はいたしていません。

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） この件につきましてはJVの考え方ですが、通常でもそうなんですが、JV、いわゆる共同企業体ということになるんですけども、それを考える際に当たっては、その工事をいかに早く済ませるか、あるいは経済的に済ませるか。それから、工事が、その1者ではできない

工事なのかどうか、そういったことを総合的に考慮した上で、共同企業体というのを認めるか認めないか、そういった形にするという判断をするということになるかと思えます。

しかしながら、今回、この件につきましては、電気計装の中でも、特にJVを組んでまで、今、申し上げたようなメリットが生まれてくるとは、私のほうは考えておりません。むしろ例えば、小分けをする。要するに、この部分については、こういった業者、この部分についてはこういった業者というふうに細分化をしまして、分けて発注するほうがいいのかなどというふうには思いますが、この工事についてはできるだけ早く終わらせたい、と申しますのは、議案第74号のほうでもそうなんです、この配水池を完成させ、今の中継ポンプ場から水を送って、できるだけ早く供用をしたいという思いがございます。そういったことから、工期を短縮するという意味では、1者でお任せしたほうがいいのかというふうに思っております。

それから、いわゆる地元業者の育成というか、そういった部分についてでございますが、これは、いわゆる今、取っていただいた業者もですし、今までからそうなんです、下請を使う場合については、私のほうからお願いをしまして、町内業者さんを使ってあげてほしいというようなことで申し上げておりますし、いわゆる育成という意味においては、そういった中でも勉強していただけるんじゃないかというふうに思っております。

むしろ、いわゆる元請としての名前を連ねられると、逆にいろいろな割合の問題だとか、それから工事の中での手持ちだとか、いろんな弊害が生じてくると思いましたので、今回については1者で十分やっていけるという判断をさせていただいております。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 課長の言うのもわかりますよ、わかりますけども、ある意味では、やっぱり課長の考え方が大分入っております。実質的には、例えば、過去の例でも言いますと、やっぱり京都府でも、京都府の業者を育成するために、トンネルでも橋でも大きな工事、土木はちょっと違いますけども、そういうのをJVを組み合わせながら地元業者を育成していったという経過もあるんですね。今、下請と言われました、副町長も入札をした後、地元業者にせいぜい下請をするようにという指示をされとるわけですね。だから、そういう地元業者に、いかに金を落とすかというあたりを考えたら、私は下請とJVとは全然違います。やっぱりJVを採用できるのであれば採用すべきだというふうに、私自身は、そう思っています。

だから、そういう意味で質問をしておりますので、ただ、同じような答弁になるし、時間もたちますので、この辺で終わりたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。答弁、何かしたいですか。何かしたければしていただいたら結構ですが、これをもって質問を終わります。また、このあとゆっくりとやる時間もあるかと思います。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第73号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(赤松孝一) 起立多数であります。

よって、議案第73号 統合簡水加悦上水道加悦中継ポンプ場新設(その2)工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

皆さん、あらかじめ本日は時間延長をお願いいたします。

次に、日程第9 議案第74号 統合簡水加悦上水道新加悦配水施設新設工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第74号を採決します。

本案については原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第74号 統合簡水加悦上水道新加悦配水施設新設工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第10 意見書案第3号 原子力発電からの脱却と実効的な節電対策の取り組みを求める意見書(案)を議題とします。

本意見書は、会議規則第13条第3項の規定により議会運営委員長から議長に提出されております。

事務局に議案を朗読させます。

事務局長(秋山 誠) それでは、議案を朗読させていただきます。

意見書案第3号、平成24年6月18日、与謝野町議会議長 赤松孝一様

提出者 与謝野町議会運営委員会委員長 有吉 正

原子力発電からの脱却と実効的な節電対策の取り組みを求める意見書(案)

上記の議案を別添のとおり与謝野町議会会議規則第13条第3項の規定により提出します。以上です。

議長(赤松孝一) 提出者より提案説明を求めます。

有吉議会運営委員長。

議会運営委員長(有吉 正) この意見書案は議会運営委員会からの提案ということで、議会運営委員会の委員の皆さん方には大変ご苦勞申し上げ、感謝申し上げます。

16日、政府は再稼働を決定をいたしました。大飯原発の再稼働につきましては、また、これからの原子力発電につきましては、国に意見書を提出している議会は、近隣では伊根町が昨年

1 2月、和束町議会、また宮津市議会、京都府議会は、また多くの議会が3月に提出をされております。

与謝野町議会は、6月になってしまいました。3月議会に意見書を提出しようという議会運営委員会での動きはありましたが、実現はできませんでした。この件につきましては、伊藤前議会運営委員長より申し送りとなっておりますが、このたび議会運営委員会のメンバー全員のご賛同をいただき、原子力発電に関して、このような意見書を国に提出することとなりました。

意見書(案)を読み上げさせていただきます。

原子力発電からの脱却と実効的な節電対策の取り組みを求める意見書(案)

現在、政府は運転停止中の大飯原子力発電所3号機は7月上旬、4号機は7月下旬のフル稼働に向けた準備を進めている。

政府関係閣僚会議は、原発再稼働のための基準を決め、関西電力の工程表の提出を受け、再稼働を容認したが、免震事務棟の建設は2016年度、防波堤のかさ上げは2013年度に実施予定などと、安全対策は先送りされており、地震活動期の真ただ中にある日本で、原子力発電はあまりにも危険である。大飯原子力発電所から30数キロしか離れていない与謝野町民にとって、この先何十年も続くであろう、この過酷な福島第一原子力発電所の事故は決して他人事ではない。

よって、与謝野町議会は、多くの住民を過酷な状況に追いやる原発事故を教訓に、子孫に、このような不安と危険を残さないために、国においてエネルギー政策の抜本的な転換を図り、段階的に原子力発電から脱却することとあわせて、計画停電を回避するためにも実効的な節電対策を講じることを国に強く求める。

記

1. 期限を定めて原子力発電から脱却するために、再生可能エネルギーなど代替エネルギーへの転換を図る新たなエネルギー政策を早急に進めること。

2. 多くの先進国が採用している発送電分離を早急に検討すること。

送電網を開放することによって、再生可能エネルギー発電を含めた発電事業への新規参入が促進され、競争により電気料金の低下が期待できる。

3. 全国を上げて実効的な節電対策を進めること。

エネルギー浪費社会から低エネルギー社会への転換を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

どうか議員の皆様のご賛同をよろしくお願いを申し上げます。以上です。

議長(赤松孝一) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

8番、浪江議員。

8番(浪江郁雄) 失礼します。それでは、この文言について伺いたいと思います。

まず初めに、大飯発電所からの距離なんですけども、30数キロと書いてあるわけなんですけども、私がちよっとネットで調べた範囲なんですけども、高浜からは32.4キロ、大飯発電所からは45.5キロというふうにあります。昨年の産業建設常任委員会の視察報告でも、私こういったことを言わせてもらいました経過がありまして、このあたりの数字について伺いたいと思います。

議長（赤松孝一） 有吉議会運営委員長。

議会運営委員長（有吉 正） 浪江議員の質問ですけれども、まことに申しわけありません。ある資料からそのまま取りまして、恐らく40前後かなと、ちょっと高浜からは30数キロというのはわかったんですけども、以上のことでございます。

私は資料から取りましたので、その確認はできておりません。

議長（赤松孝一） 浪江議員。

8番（浪江郁雄） 私もネットで調べたので、その数字を見て委員会報告をさせてもらった経緯がございましたので。

それともう1点、免震事務棟の建設が2016年度とうたってありますけれども、これ5日、6日前の、これもネットでのニュースなんですけれども、15年度完成予定というのがうたってありまして、そのあたりですね。

それともう1点は、防波堤のかさ上げが2013年度とありますけれども、これ来年度中に完成というのも、そういう記事を見ましたので、このあたり伺いたいと思います。

議長（赤松孝一） 有吉議会運営委員長。

議会運営委員長（有吉 正） 浪江議員もネット等々、調べておられるということなんですけども、私も同様に新聞記事等々、ほかの意見書等から出してきましたので、また、ここところが、それこそいろいろと変わっておりますので、その辺はちょっとご了解いただきたいなというふうに思います。

議長（赤松孝一） 浪江議員。

8番（浪江郁雄） おっしゃいますように、免震棟での1年前倒しみたいな感じで載ってましたので、こういったことは、これから変わってくると思いますので、わかりました。以上で終わります。

議長（赤松孝一） ほかに質疑はございますか。

12番、多田議員。

12番（多田正成） 委員長にお聞きするんですが、決して、私は、このことに対して反対するものではありません。このことが重要なんですが、この文言、記のこの文言に、この間、この意味を含めて一般質問をさせていただいたら、町は、国のあのもんで町は適していないと、自然エネルギーのものとしてないと、その辺の整合性は、委員長は、どのようにお考えでしょうか。これは国に求めておられるんですから、町に求められとると違うんですけれども、このことが必要で、やっぱりこの町も、そういうことを考えなければならないということなんですけれども、この間の一般質問では、このことはということなんですけど、委員長は、決して反対しとるわけではないです、文言的に。

議長（赤松孝一） 有吉議会運営委員長。

議会運営委員長（有吉 正） この地の水力なのか、そのことと、この中に入れておる、意見書に入っておる、それとは全く別のことでございまして、要するに与謝野町が向いている、向いとらんというよりも、国がこういう政策をしてくださいということですので、その辺は一つ、そういうことで。

議長（赤松孝一） 多田議員。

12番（多田正成） 当然、国に求めておられるし、国は、このことを含めて推奨しようというて、そのつもりで前回、町として、どう考えておられるんだということをしたんですけども、このこ

とは町とは関係ないということはわかって申し上げておるんですけれども、その辺がちょっと文言的に、理解はできるんですけれども、ちょっとそこが私としては、行政と国との関係からいうとですね、僕は、そこがちょっと理解しにくかったものですから、この意見書については、決して反対するものではありません。以上です。

議長（赤松孝一） 有吉議会運営委員長。

議会運営委員長（有吉 正） よろしいか。多田議員さんの言うておられる意味が、ちょっと私、理解できないんですけども、町が、京都府がある場所をいろいろとされた、それはちょっと向いてないん違うかということと、この意見書で言うておることとは全く異なっておるわけですし、与謝野町が、またほかに、またいい場所があるかもわからんし、それと日本全国、いろんなことをしていかなければならない、ただこれが、代替エネルギーというのは、道は険しいだろうなどは私は思います。だけど、これが英知をつけて、こういう取り組みを日本と、国としてやってくださいという意味ですので、ご理解いただきたい。

- 1 2 番（多田正成） 委員長のおっしゃるとおり、その辺はよくわかっております。ただ、国と地方自治体とはいうのは一体で、やっぱり国づくり、まちづくりをしていくものですから、ちょっと私は、その辺がひっかかっただけのことで、決して理解せんもものではありません。以上です。

議長（赤松孝一） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

有吉委員長、自席へお帰りください。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（赤松孝一） 次に、本案に対する賛成意見の発言を許します。

4 番、杉上議員。

- 4 番（杉上忠義） それでは賛成の立場で討論を行います。

御存じのように、16日、政府は大飯原発の再稼働を決定いたしました。北海道電力戸張原発3号機が、5月5日に定期検査のため運転が停止しました。これで国内の原発50基がすべてとまっていたんですが、連日報道されてますように、再稼働の問題点がある中、こういった決定がなされました。この点についての問題点は、政府が設置した福島原発事故調査委員会の最終報告が、まだ終わってないこと。根本的な安全対策33項目は未整備であること。新たな規制機関である原子力規制委員会及び原子力規制庁が、まだ設置されないこと。

こうした状況の中で専門家の判断より政治的判断を優先して、大飯原発再稼働を急ぐことはどう見まして無理があります。何より今、重要なのは国のエネルギー基本計画を見直すことにあります。科学は人々の命を守るためのものでなければならないということをもう一度思い起こして、太陽光や風力、水力などの自然再生エネルギーのための研究開発や実用化に向けて、政府は大胆な支援をすべきであります。

評論家、立花隆氏は月刊誌に日本再生をテーマにシリーズで書かれています。その中でLNG、液化天然ガスの底力として東日本大震災以後、電源別の発電量シェアを見ますと、LNGが原子

力を抜いて第1位、29.4%となっております。そして、驚くべきは70年代、大気汚染の元凶と言われてきました石炭が再びシェアを拡大し、24.7%と盛り返しております。なぜならば、日本は石炭火力発電の技術、石炭ガス化合複合発電などを向上させているからであります。

また、LNG発電は日本が世界で最初に手がけた技術であることから、この分野のエネルギーが飛躍的に伸びる可能性が大と書かれております。京都府でもLNG発電所を府北部に誘致したいと発表されているところであります。また、宮津エネルギー研究所の再稼働を京都府と宮津市は強く関西電力に要請されているところであります。

こうした状況をよく考えて国も、京都府でもエネルギー政策の転換を進めていかななくてはなりません。本町議会としても原子力発電からの脱却と、その対応につきまして、意思表示をしなくてはならないと思っているところであります。

どうか全会一致で、この意見書に賛同いただくことをお願いいたしまして、私の賛成討論いたします。ご清聴ありがとうございます。

議 長（赤松孝一） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより意見書案第3号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、意見書案第3号 原子力発電からの脱却と実効的な節電対策の取り組みを求める意見書（案）は原案のとおり可決することに決定しました。

なお、先ほど浪江議員から指摘のありました距離の件ですね、45.4キロとか30キロとか、この件については、一度確認させていただきます、事務局のほうで。

次に、日程第11 閉会中の継続審査（調査）申出書を議題とします。3常任委員会と庁舎問題特別委員会から審査（調査）中の事件について、会議規則第73条の規定により閉会中の継続審査の申出書が議長に提出されております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付されました議案、その他はすべて議了しました。

ここで太田町長よりごあいさつをいただきます。

町 長（太田貴美） 今回、第45回平成24年6月与謝野町議会定例会の終わりに当たりまして、一言お礼を申し上げます。

きょうはこういうお天気ですけれども、ひたひたと台風が近づいているようでございます。そうした中で、あと3日間を残して、本日、すべての議案を可決いただきまして、閉会になりました。

この間、いろいろと皆さん方からいただきましたご提案、また、先ほどは、きのう示されましたように、大飯原発が再稼働する、そうした準備を進めるという中で、私自身も、多くの町民の皆さんも、恐らくそのことについては非常に不安を抱いておられると思います。先ほど採択されました意見書、まさしく町民の皆さんが望んでいることだというふうに思います。

私のほうからも思わず手が、拍手がしたんですけれども、全会一致で、この意見書を国に出すということのご英断をされたことについて、高く評価し、我々もそうした思いをぜひ伝えていきたいというふうに思います。

非常に議会はスムーズに進みましたけれども、残されましたいろいろな課題については本当に今後、国の行く末にとっては消費税の問題、社会保障の問題、本当に今、大事な曲がり角だというふうに私自身もとらえております。議員の皆様方と、何とかこの与謝野町が、今後も持続可能な、発展していける、そういうまちづくりに向けて、力を合わせてやってまいりたいと思います。

どうかよろしく願いいたします。本当にありがとうございました。

議長（赤松孝一） 私のほうからも、一言ごあいさつ申し上げます。

私もふなれなために、本第45回の定例会におきまして、議長としての職責を賜ったわけですが、何分、冒頭申しましたように新米でございますが、至るところの皆様方にご心配やご迷惑をおかけしたと思いますが、どうぞお許しいただきますように、よろしく願いをいたします。

また、閉会をいたしました。来月は常任委員会、また各委員会の研修もたくさん企画されているようでございますし、また、なおかつ閉会中も、先ほど出ましたような継続審査をぜひとも充実させていただきまして、9月定例会に向けての準備を万端にお願いしたいと思います。

それでは、職員の皆さん、議員の皆さんご苦労さまでございました。

会期を3日残しておりますが、これをもちまして第45回平成24年6月定例会を閉会します。長期間ご苦労さまでございました。

（閉会 午後 5時10分）

この会議録の内容が正確であることを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

与謝野町議会 議長

同 議員

同 議員